

## 自立と共生の教育社会学（その7）

—現代の貧困と子どもの発達問題—

神田 嘉延〔鹿児島大学名誉教授〕

### Educational sociology for personality independence and humanity symbiosis:

### Modern poverty and the issue of development of the child (PART7)

KANDA Yoshinobu

キーワード：子どもの貧困、母子世帯の貧困、子どもの虐待、貧困の世代的再生産の克服、  
貧困と人間的能力

#### 序章 課題と方法

- (1) 人間発達における自立と共生との関係
- (2) 自立と共生における学校と地域
- (3) 学校の官僚制化と地域からの学校の分離
- (4) 基本的な人権としての学習論と民主主義形成のための公教育の原理

鹿児島大学教育学部教育実践センター研究紀要  
第17巻（2007年11月）掲載

#### 第1章 自立とコミュニティ

—マッキパー、テンニース、マルクスから学ぶ—

- (1) マッキパーのコミュニティ論とパーソナリティの発達
- (2) テンニースのゲマインシャフトとゲゼルシャフトからみる人々の結合論
- (3) マルクスの資本主義に先行する諸形態からみる共同体論

第1章 鹿児島大学教育学部教育学部研究紀要  
第59巻教育科学編（2008年3月）掲載

#### 第2章 競争による孤立化と共生による連帯

- (1) デュルケムの社会的分業によるアノミーの現象論と市民的連帯の道德教育論
  - 1 共同的人格からの機械的連帯と分業の発展による機能的連帯としての復元的制裁の役割
  - 2 愛他主義こそ人間社会の本質
  - 3 分業の社会的病理
  - 4 社会病理と自殺問題
- (2) 孤かな群衆—リースマンより—
- (3) 現代日本の孤立化現象と社会病理

—現代日本の自殺急増問題を中心として—

#### 第3章 分業の発展による官僚制と参画民主主義

- (1) 現代社会と官僚制
  - 1 現代的視点からの資本主義発展と官僚制の分析
  - 2 官僚制の発展によるエリート退廃—G. W. ミルズのパワーエリート論の退廃論の検討をとおして—
  - 3 官僚制の逆機能—マートンの理論の検討—
  - 4 日本の官僚制問題の特徴
- (2) 資本主義の発展と官僚制—ウェーバーの官僚制論の検討から—
  - 1 ウェーバーの官僚制論の特徴
  - 2 官僚制的装置の永続的性格
  - 3 指導人物と官僚制
- (3) 学校教育の官僚制と新しいコミュニティ形成

1 教育行政の特殊性と官僚制

2 学校経営と官僚制

3 児童生徒への教育活動と官僚制

4 校区コミュニティと学校の官僚制の克服

#### 第4章 資本主義と道德教育の課題—稲盛和夫の人間観から—

- (1) 市場経済の道德問題と稲盛和夫の利他精神
- (2) 稲盛和夫人間発達観—こころを磨く—
- (3) 21世紀の社会的正義
- (4) 稲盛経営哲学とモラル問題

第2章から第4章 鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要第18巻（2008年11月）掲載

第5章 人間学概念の構造化

- (1) 自立的人間性と正義精神
- (2) 人間の学—和辻哲郎から—
- (3) 人道主義倫理の諸問題と道徳—エーリッヒ・フロムから—
- (4) 日本的ヒューマニズムと人間力—伊藤仁齋の検討を中心として
- (5) アジア的幸福観と利他の精神
- (6) 人間論の生物学的アプローチの検討

第6章 人間力と学問

- (1) 人間知と教養—ヒルティの幸福論の検討より—
- (2) 生き方と人間力形成—伊藤仁齋の兒子問—
- (3) 学問と人間力形成—石田梅岩に学ぶ—
- (4) 学問と仁政(経世済民)—横井小楠から学ぶ—

第5章から6章 鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要第19巻(2009年11月) 掲載

第7章 子どもの発達と自立

- (1) 人間形成としての子ども自立的発達—フレーベルの「人間の教育」から学ぶ—
  - 1 子どもどもの共同感情の発達—微笑と安心の共同感情—
  - 2 子どもの誕生と成長の源泉
  - 3 学校は子どもにとって何なのか
  - 4 子どもの遊びの場を提供する地域社会の役割
  - 5 子どもの好奇心と自然環境の役割
  - 6 フレーベルから学ぶ芸術教育
  - 7 読み書きの教育
- (2) 地域と学校—デューイから学ぶ—
  - 1 学校の社会的役割
  - 2 小学校教育と子どもの生活
  - 3 子どもの指導とカリキュラム—子どもの現時の体験と未来の経験—
  - 4 教材を扱う科学者の側面と教師の側面
  - 5 反省的注意力と子どもの自立的精神の発達—反省的注意力発達と自然教育—

第7章(1)～(2)鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要第20巻(2010年12月) 掲載

- (3) 人間の発達課題と教育—ハヴィガーストから学ぶ—

- 1 生活と学習
- 2 幼児期の発達課題
- 3 児童期の発達課題
- 4 児童期の発達課題達成における仲間集団と教師の役割
- 5 児童期の知的発達
- (4) 子どもの知的発達と教育の役割—J・ピアジェから学ぶ—
  - 1 子どもの年齢に応じた知能の発達論
  - 2 自己中心性と論理的思考の準備
  - 3 感覚運動的知能と感情の果たす役割
  - 4 7歳から12歳までの児童期の発達論
- (5) 発達教育学と人間的教育目標—ルートから学ぶ—
  - 1 教育学的孩子の発達研究の基本的視点
  - 2 子どもの発達を促進する諸力
  - 3 問題解決のための思考能力と情意的・感情的生活
  - 4 創造的達成能力と自立のための学習過程
- (6) 未来の発達水準と子どもの自立—ヴィゴツキーの発達の最近接領域の理論から学ぶ—
  - 1 ヴィゴツキーからみた従前の子どもの発達と教授学習の理論
  - 2 発達の最近接領域論
  - 3 子どもの発達の最適期の上限と下限
  - 4 児童期における二言語併用問題
  - 5 書きことばの教授・学習
  - 6 子どもにとって生活的概念と科学的概念の発達

第8章 現代社会の貧困と子どもの発達問題

- (1) 貧困論と子どもの発達問題
  - 1 マルクスの資本論にみる子どもの貧困問題
  - 2 モンテッソーリの社会問題としての子どもの見方
  - 3 アマルティア・センの貧困と潜在能力
  - 4 現代日本での子どもの貧困論をめぐって
- (2) 母子世帯問題
  - 1 母子世帯と子どもの貧困問題
  - 2 母子世帯の子育ての困難性
- (3) 児童虐待と家族問題
  - 1 児童虐待と子どもの貧困化

- 2 児童虐待防止法の特徴
- 3 児童虐待の統計的現状
- 4 児童虐待の現代の特徴

## 第8章 現代社会の貧困と子どもの発達問題

### (1) 貧困論と子どもの発達問題

#### 1 マルクスの資本論にみる子どもの貧困問題

貧困という概念は、歴史的、社会的に相対的なものである。それは、社会の変化によって、人間らしく生きていく生活機能も異なっていく。貧困化は、社会的な標準的な生活水準から大きく生活機能が略奪されていくことである。現代の農村生活では、公共交通が極めて限られている。自動車がないことは、農村住民にとって交通手段が奪われていく。車がないことは、日常的買い物や緊急の病院すらも不自由をきたす。高校などの学校の統廃合がされることによって、自宅からの通学も困難になっていく。50年前には、車は日常生活に必要ななかった。

国家の政策や社会の変化によって、生活の水準の内容も大きく異なっていくのが現実である。マルクスが資本論を書いた150年前の近代社会の形成期と現代社会では、生活形態や生活様式が大きく異なっていく。子どもが生きるために獲得していく諸能力も大きく異なっている。生きていくための知識量も近代化の発展によって、増えていく。

マルクスは、近代の資本主義社会について、分析している。近代社会の貧困問題は、社会的な問題であり、資本の蓄積に対応しての人びとの生活の格差の問題であるということを指摘した。そして、その内容は、相対的な問題であるということ述べた。マルクスは、資本論で、150年頃まへのイギリスの貧困の状態を分析している。そこでは、資本主義の蓄積の一般的法則として、流動的、潜在的、停滞的、と3つの相対的過剰人口の形態を述べているが、その一番底に沈殿していく受救貧民の層を指摘している。

この社会層は、労働能力のあるもの、孤児や貧児、労働能力のない墮落したもの、零落したものと3つの部類からなっていると述べている。受救貧民層の第3の社会階層は、墮落したもの、零落

したものである。この問題指摘は、子どもの貧困と教育の問題を考えていくうえで、大切なことである。マルクスの資本論は、その指摘を次のように述べている。

「分業のために転業ができなくなって没落する人々、労働者としての適正年齢を超えた人々であり、最後に機械や鉱山採掘や化学工場などとともにその数を増す産業犠牲者、すなわち不具者や罹病者や娼婦などである。受救貧民は、現役労働者軍の廃兵院、産業予備軍（運搬具自体の重み）をなしている。受救貧民の生産は相対的過剰人口の生産のうちに含まれており、その必然性は相対的過剰人口に含まれているのであって、受救貧民は相対的過剰人口とともに富の資本主義的な生産および発展の一つの存在条件になっている」。<sup>(1)</sup>

マルクスは、資本主義の発展によって、資本蓄積の規模の増大が、労働者の絶対的な大きさを作り出していくが、産業予備軍という相対的過剰人口の層を膨張させていくとする。相対的過剰人口層が大きくなればなるほど、貧困層は増大していくとするのである。産業予備軍が大きくなれば、公認の受救貧民層は増えていくとする。貧困層の増大は、絶対的な資本主義的な一般法則であるとしている。つまり、「資本の蓄積に対応する貧困の蓄積を必然的にする。だから、一方の極での富の蓄積は、同時に反対の極での、すなわち自分の生産物を資本として生産する階級の側での、貧困、労働苦、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的墮落の蓄積なのである」。<sup>(2)</sup>

貧困の子どもの発達の問題で最も考えなければならぬ問題は、人間的に成長していかないという人格的な喪失現象があるのである。マルクスは、非人間的な環境に置かれていることが、野獣のように育っていくということで、人間としての墮落に犯されていくということを指摘した。

マルクスは、ドクターであるサイモンやハンターによるイギリス貧民層の1865年のロンドン都市における住宅環境の非人間的な状態を資本論で引用している。普通の人道からも許されない人間としての細かい心使いは無視され、もはや野獣そのものであって、人間的な行為がない墮落のなかで生活している。このような境遇におかれた子ども

もたちは、肉体的にも、精神的にも文明の環境を求めて努力するというようなことは、望んでもとうてい見込めないことである。労働者階級の住宅事情におけるほど、おおっぴらに恥知らずに人格の権利が所有の権利の犠牲にさらされてきたことはないというのである。

今では、子供たちはさまざまな年齢の、酔っぱらった、淫らな、喧嘩ばやい連中と半夜をともにしながら、この国にたぐいのない状態のもとで、危険な階級として将来の実生活のための教育を受けているのであるが、このような子供たちからどんな行状が期待できるか、これを予言しようとする人があるとすれば、それは大胆な予言者というべきであろう。<sup>(3)</sup>

貧困のなかで育つ子どもたちは、社会的な規範の形成、人間としての人格の成長がなされないのである。そこでは、野獣として振る舞っていく危険な階級として養成されていく。貧困は、人間らしい社会的な規範、秩序にとって、大きな問題を作り出していくのである。まさに、社会的な治安の乱れ、人びとの人格的な喪失が起きていくのである。それは、生活不安の増大ということだけではなく、人間的な墮落と退廃への道である。家庭や地域、社会によつての教育がなく、人間としての成長がなされていかないのである。

## 2 モンテッソーリの社会問題としての子ども の見方と環境教育の重視

イタリアの二十世紀のはじめ、子どもにとっての学校の苦役は、肉体だけではなく、精神にも及んでいた。貧困な家庭の子供は、早朝から働かされ、空腹と疲労で学校に来るが、教師から怠けていると鞭打たれる。このことをモンテッソーリは、次のように述べる。「学習は重荷になり、子どもらは倦怠と心配との間に手だまにとられ、精神的過労になり、神経過敏に疲れ果てはてていました。その結果、一般に子どもは無性で意気喪失し、憂鬱で退院して自身がなく、子どもらしい生活の喜びを欠いていました。両親の家庭ではこれらすべてを不問に付して、子どもが試験を通過してなるべく早く学習を終え、時とかねを節約してくれることばかり気にかけていました。教養その

ものは両親には問題ではなく、やっかいなかねのかかる社会的義務をのがれることだけが問題でした。・・・たいていの子どもは、登校前にすでに疲れていました。彼らの多くが早朝から働かねばならなかったからです。ある者は牛乳配達で数キロメートル歩いていました。他の者は街路で新聞を売るか、自宅で働きました。その結果、空腹で眠たくなって学校に来て、今はただ休息したいばかりでした。これらの哀れな子どもらは、それから注意を怠るか、教師の説明を理解しないと、教師に鞭打たれました。自分の職務とことに威厳だけしか考えない教師は、罵倒で注意を呼びお越し、おどかしで従順を強いました。無能な意志薄弱者だとして、よく子どもを級友のさらし者にしました。これらの哀れな子どもの生活は、明け暮れ、家族に搾取されるか教師に罰せられるかで過ぎました」。<sup>(4)</sup>

以上のように、貧困の子どもにとって、学校による近代的残酷さが重くのしかかっていることをモンテッソーリは述べる。この残酷さは、学校と家庭とが教育で協力するというので、学校で罰せられたことを親に報告の強制が行われて、父親は学校の迫害の側にたつて、署名を強要させられるとしている。この問題に対して、モンテッソーリは、子どもの権利がないなかで、どこにも訴えるすべがないとしている。懲罰の教育効果として、多少の逃げ場になるところは、どこにもない。ここでは、子どもに対する愛情はどこにもない。

モンテッソーリは子どもの権利を守っていくことは両親であるとする。両親は結束すれば学校に社会的影響を与えることができるとして、子どもの成長にとっての役割として、両親の第一位の役割があることを次のように述べる。

「両親の使命には最も大きな意義があります。両親だけが子どもを救うことができるし、またそうせねばなりません。なぜなら彼らは結束できませんし、そうして実際に社会生活に影響を与えることもできます。彼らの良心は自分の使命の大きさを知らねばなりません。子どもは自然が彼らに委任したものでありますし、実際良心の手に人間の将来は握られているのですから、人間社会の内部ではこの使命のために、第一の席は両親にあてら

れています」。<sup>(5)</sup>

モンテッソーリは、社会問題としての幼児教育という評論のなかで、大都会では、無理解の両親のもとに子どもは育てられ、正常な発育が妨げられていることが多いと警告している。

「一般に子どもは無理解な両親や社会に強いられて、正常な発育からそらされているということです。子どもとは何ですか。日増しに激しくなる仕事や苦勞で手いっぱいなおとなにとって、やっかい者にほかならない。大都会では、みなアパートで家族は狭いところに住んでいて、子どものための場所なんか別にありません。道路は車やトラックが通るのでますます狭くなる一方です。人道は急いで通るおとなでいっぱいです。おとなは勤務で忙しくて子どもなどかまっていられません。父親も母親も働かねばなりません。稼がねば貧困はおとなだけではなく子どももいためつけます。子どもはどっちを向いても自分の気持ちはわかってもらえませぬし、したいことをしてよい所もどこにもありません」。<sup>(6)</sup>

大都会で、おとなは、生活の糧を得るために忙しく、働き、生きるために手一杯で、子どもに面倒をかける余裕もないし、子どもの気持ちを理解してあげる時間もないのである。子どもの生活環境も大都市では遊びの場も奪われて、子どもの成長のための様々な自然的な条件は欠いているのである。

大人が子どもの問題を見つめることは、大人自身の生活の見直しであり、自らの生活を大切にすする要素にもなっていくのである。この問題についてもモンテッソーリは次のように指摘する。

「子どもについての社会問題はおとなの身近に差し迫り、わたしらの良心をゆさぶり、わたしらを生まれ変わらせます。子どもというものはただ外から観察できるといったよそよそしいものではありません。おとな自身の生活の最も大切な要素、すなわち構成要素だといってよろしい。おとなの善事も悪事もみなその幼児期に密接につながっていて、そこに根があるのです。わたしらはすべてのまちがいをあらわしそれらを子どもにうつし、そこに消しがたい痕跡を残しています。・・・おとなが、自分の生命の果実であるところの子ども

について、驚くほど盲目でかつ冷淡であることは、確かに多くの世代を貫き伸びている深い根を持つことは事実です。子どもを愛しながら、しかも知らず、知らず誤解しているおとなは、心ならずも彼らをそこないます。わたしらの誤診はみな子どもに反映していますから、それによってわたしらは自分の行為を吟味せねばなりません。こういうことはみなおとなと子どもの間の今まであまり気づかれなかった矛盾をあらわしています。子どもについての社会問題は、人間を形成する自然法則にわたしらを近づけ、わたしらに新しい自覚を与え、したがってわたしら自身の社会生活に新しい方向を与える助けになります」。<sup>(7)</sup>

子ども自身の貧困問題は、大人の生活問題に大きく規定されている。また、大人の悪事もみな幼児期の生活問題に密接に繋がっている。幼児期の人間的な成長は、その後の人生を大きく制約していく。幼児の教育は、人間としての人格形成に重要な時期である。

子どもの社会問題は、その後の地域や民族、国家にとっての大きな影響を与えていく。幼児期の子どもの教育は、その社会の未来にとって極めて大切なことであるとモンテッソーリは強調する。近代化した現代社会は、文明化した社会的環境ということであるが、自然から遠くかけ離れた暮らしであるとモンテッソーリは、その問題について次のように述べる。

「われわれの時代のそしてわれわれの社会の文明化した環境で、子どもらは自然から非常に遠くかけ離れて暮らし、自然と密に接触するか自然との面接経験を集める機会は少ないのです。長い間、自然の子どもへの教育への影響はただ道徳因子として評価されました。求められるものは自然のなかで驚くべき事物によって引き起こされる特別の感情でした。草花や動植物、景色、光などです。その後、自然のなかで暮らすという考えは教育制度の最後の獲得物です。子どもはすなわち自然的に生活し、ただ自然を知るだけではない。最も重要な点は、できれば子どもを、都市の集合生活によって造られた人工的生活で孤立する条件から解放することにあります」。<sup>(8)</sup>

自然のなかで暮らす動植物、景色、光を子ども

の生活に戻すことは、現代の人工的な孤立した生活から人間的に解放されるために大切なことである。自然は人を育てる役割をするからこそ、環境教育は極めて大切なのである。

モンテッソーリは、現代都市社会の文面化に疑問を投げかかっているのである。現代の都市の集合生活は、自然生活からかけ離れ、子どもの成長にとって、大きな問題である。自然を知識的に知るとのことだけではなく、子どもの成長にとって自然の生活を取り戻していくということなのである。

子どもの成長にとっての自然の生活を取り戻す試みは、身体の発育や健康にとっても大切なことである。公園で幾分新鮮な空気に接触させること、海岸で太陽や海水にさらすこと、サンダルや素足にさせることなどは、子どもを健康にさせていくことである。また、結核やくる病の子どもを都外で眠らせたり、日当たりで生活させたりすることは治療的効果をもたらすことなどモンテッソーリは提案している。<sup>(9)</sup>

子どもの生活が、自然からかけ離れていることは、人間的環境のひとつの略奪現象である。都市の集合生活においても公園の環境の条件整備をしていくことは、人間的な暮らしのために必要なことである。

都市での貧困の子どもたちの居住環境は、自然環境から離れた狭い路地のアパート群のなかで太陽のあたらない非衛生的な無秩序の状況である。スラム街などが、その典型である。最も公害の受けやすい条件で暮らすのも貧困地帯である。自然環境のもてる工夫がされている子どもは恵まれた条件の子どもである。積極的に子どもの成長のための公共的な教育政策にどの子どもも自然生活を保障される条件が求められている。

「今日の貧乏人はもはやせつぱつまでも、隣人から援助は受けないでしょうし、幸福な隣人から行儀やよいしつけを受けないでしょう。われわれは彼らをわれわれから離れた別の所に寄せ集め、住む家もなしに自暴自棄に任せ、野蛮と悪徳の残酷な習慣を相互に受けるに任せています。社会的良心のめざめた人なら、われわれがこうして一種の伝染地域を作ったのも気づかないではいら

れません。しかし、その地域はわれわれの都市を死の危険をもって、都市は美的貴族的理想にしたがつてすべてを美しく輝かしくすることを望み、醜い病んだ者は何でも一も二もなく追い出そうとします。わたしがはじめてこれらの街を通ったときわたしは何か大きな災害をこうむった都市に來ているような気がしました」。<sup>(10)</sup>

貧民地域の特徴をモンテッソーリは、以上のように語っている。貧民大衆は都市のなかで隔離された場所に住んでいるというのである。子どもたちは、大人の自暴自棄のなかで暮らし、野蛮と悪徳の習慣を受けるのに任せているというのである。子どもの成長の権利が貧困のなかで奪われているというのである。現代の都市化、貧困化での環境教育という課題は、自然を奪われた子ども達に、自然と共に暮らす場を与えながら人間的に成長していくことを意味している。

### 3 アマルティア・センの貧困と潜在能力

アマルティア・センは、生きていくうえでの機能の側面からの貧困の認識をしている。この視点は、福祉の政策や福祉サービスを提供していくうえで、極めて大切なことである。福祉は、文化的に個人の生活の質、暮らしぶりを豊かにしていく。健康である人と透析をしているような重い病気をもっている人とは、生活の費用、援助の質も異なる。

適切な栄養をとっている人と、そうでない人、十分な教育を受けている人と生きていくための識字教育を受けていない人とは潜在能力は異なる。潜在能力は、その人が自由に選択できる幅を大きくしていけることである。職業の選択の自由は、諸能力の発達と結びついている。

とくに、生きていくための基礎的な諸能力を獲得していくことは、その後の具体的な職業能力の形成にとっても不可欠である。学校教育で誰にでも生きていくための基礎学力をつけていくことは、職業選択において極めて大切な課題である。職業選択の自由は、十分に生きていくための諸能力をつけてこそできるのである。

職業選択の自由と教育を受ける権利は密接な関係をもっている。生涯にわたって、どんな仕事に

も就労していける諸能力の形成は、大切な人間的自由の獲得用件である。不安定就労や失業は、人間の発達の側面からみるならば、生きていくための教育が十分に保障されていないことから起きるのである。

相対的過剰人口は、資本主義的蓄積の必然的な労働力市場法則である。国家が社会政策として労働力市場の安定化に積極的に介入しない限りたえずあらわれていくが、教育の面から個々に就労のための人間的な能力をつけてやることは、貧困の克服の重要な条件である。

人間は多様な存在であり、平等ということは、生きていくための機能を達成する潜在能力を共通に保障していくことである。潜在能力は、個々の人間が目的を達成できる力と機会を保障されているという意味である。

アマルティア・センは、人間の多様な存在を見つめながら、基礎的に平等の諸能力の形成の保障を次のように考えている。

「異なった資産や負債を相続して人生をスタートする。異なった自然環境（ある場所は暮らしやすい、ある場所は暮らしにくいかもしれません）の中に住んでいる。属している社会やコミュニティは、人々ができること、できないことに関して非常に異なった機会をもたらす。住んでいる地域の疫学的な環境は人々の健康や福祉に大きな影響を与える。このような自然的・社会的環境や外的特徴の差に加えて、個人的な特徴（例えば、年齢、性別、身体的・知的能力など）の面でも互いに異なっている。このような差は不平等を評価する場合、重要な意味を持つてくる。

例えば、身体の不自由な人は、たとえ健常者と全く同じ場所を得ているとしても健常者と同じように活動することはできない。このように、あるひとつの変数（例えば、所得）に関する不平等は、他の変数（例えば、「機能を達成する能力」や福祉）に関する不平等とは全く違ったものになりかねない。他の人と比べて相対的に有利な点や不利な点は、多くの変数（例えば、所得、富、効用、資源、自由、権利、生活の質など）によって評価することができる。

個人間の不平等を評価するために焦点を当てる

変数、すなわち焦点変数が複数存在するために、どのような視点を採用すべきか、この点に関して、非常に基本的なレベルで困難な決断をしなければならない。「評価空間」（すなわち適切に焦点変数の組合せ）の選択は、不平等を分析する際に決定的に重要な意味を持つてくる」。<sup>(11)</sup>

人間が生きていくために、より基礎的な変数はなにかということ、アマルティア・センは、基礎の妥当性の検討、その合意の重要性から基礎的な平等を求めていく方法をとっている。

人間は、所得や、財産、自然環境、コミュニティの存在、共同の生活手段・施設が不可欠である。生活環境は、個々に生きていくうえで条件が異なっている。

また、健常者と障がい者というように生きていくための機能的側面もそれぞれによって重視することは異なる。多様な機能的な存在を認めながら、基礎的な平等を求めていくのである。単純に所得のみでは、機能的な側面からの不平等の状況をつかむことはできないのである。

個々にとって、人間的に生きていくための機能的な側面から平等の問題を深めていく課題を忘れてはならないのである。

アマルティア・センは、貧困の問題を、機能と潜在能力の視点から深めている。生活の質は、所得の問題だけではなく、人間が生きていくためには、様々な生活の機能があり、それも健康な人と病を負っている人、豊かな教育を受けた人と教育を十分に受けなかった人、公害のひどい地域と潤いをもった自然環境のなかで暮らしている人と、個人や地域、文化などによって異なっている。機能の概念について、アマルティア・センは、次のように述べている。

「個人の福祉は、その人の生活の質に、いわば「生活の良さ」としてみることができる。生活とは、相互に関連した「機能」（ある状態になったり、何かをすること）の集合からなっていると見なすことができる。このような観点からすると、個人が達成していることは、その人の機能のベクトルとして表現することができる。重要な機能は、「適切な栄養を得ているか」「健康な状態にあるか」「避けられる病気にかかっていないか」「社

会生活に参加しているか」などといった複雑なものまで多岐にわたる。ここで主張したいことは、人の存在はこのような機能によって構成されており、人の福祉の評価はこれらの構成要素を評価する形をとるべきだということである。<sup>(12)</sup>

アマルティア・センは、機能的な生活の質から貧困の問題を考えていく必要性を強調している。人間が豊かに暮らしていけるには、個々人にとっての生活の質の機能が異なり、それに即しての潜在能力の達成をみていくことが求められている。個々人の福祉は、潜在能力に結びついているというのであり、人々が自由に自分の意志によって、選択能力をもっていることである。それが達成できることは、潜在能力に依存できることである。選択の能力が増していくことは、人々の生活を豊かにしていく。貧困とは潜在能力の欠如であるというのがアマルティア・センの見方である。「貧困とは受け入れ可能な最低限の水準に達するのに必要な基本的な潜在能力が欠如した状態としてみるべきである」という議論が成り立つ。貧困の分析に関連の深い機能は、「十分に栄養をとる」「衣料や住居が満たされている」「予防可能な病気にかからない」などといった基礎的・身体的なものから、例えば、「コミュニティの一員として社会生活に参加する」「恥をかかずに人前に出ることができる」などといった複雑な社会的達成までまちまちである。<sup>(13)</sup>

貧困とは、福祉水準が低いということだけではなく、機能的に生活の質を確保できない潜在的な能力を欠いた状態である。貧困を克服していくという社会開発は、潜在能力を身につけていくという福祉政策が大切なことになるのである。

潜在能力を豊かにしていくための基礎的な条件として、識字教育は極めて重要な構成要素である。機能的な生活の質を達成していくために、行動できる能力の発展は、社会開発にとって不可欠な構成要素である。失業ということによって所得が得られないことは、失業手当などの社会保障によって所得を補填すればすむことであるが、そのことだけではなく、そこに、人間としての潜在的な能力の欠如という深刻な問題がよこたわっているのである。精神的な傷、働く意欲の喪失、社会的疎外の強ま

り、人種的な緊張や男女間の不平等の高まりということなどをアマルティア・センは指摘する。<sup>(14)</sup>

機能的な生活の質を豊かにしていくことは、どう生きるのか、どのような選択が可能であるのかという本質的な自由の問題と深くかかわっている。<sup>(15)</sup>

機能的な生活の質の開発ということから人間の潜在能力を高めていくことが極めて大切なことであるが、そのなかで、識字教育は不可欠な基礎的な条件である。教育なくして貧困の克服はなく、生活の質も向上することができないし、人間的な自立をめざしていくことはできない。福祉としての教育、福祉としての人間的自立の職業教育をも大切な課題である。教育こそ、人間的な豊かさを築いていくことでの基礎的な条件である。とアマルティア・センは強調するのである。

#### 4 現代日本での子どもの貧困論をめぐって

子どもの貧困を論じる際に、親への非難、家族の責任に問題が転化されやすいのが、現代の競争社会の特徴である。そこでは、自助努力が強調され、その努力を怠る人が貧困になっていくということ、努力する力、競争力をつけてやることこそが人生を生きぬくうえで大切な能力とするのである。

人間的に生きていくうえで、切磋琢磨して共に新たな創造性、新規の開発の能力を身に付けていくことは大切なことであるが、すべてを努力と競争に転化するならば、必ず生まれる負け組があり、弱肉強食ということになっていく。この見方は、新自由主義的な思想の蔓延する時代のなかで、当然のことと受け取れやすい社会的状況である。

しかし、負け組の人びとを努力の足りなかった人々、責任を果たせない人々ということ切り捨てていくことができるのか。その考えだけでは、大きな社会的不安の要因になっていく。能力主義的に負け組の人々は、不安定な労働力市場のなかで生きていかねばならない。彼らは、失業と生活不安のなかで生きていく意欲さえも減退していく。また、勝ち組もおごりを生じて、人間的な連帯、絆が失われて、エリート層の社会的な不祥事を引き起こしやすい事態も生まれていく。



このような時代において、個人責任論、家族責任論を相対化して、子どもの貧困の問題を社会問題としてとらえていくことが必要である。この視点から「子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために」編者として出版した松本伊知朗は次のように強調する。

「子どもが負っている不利の認識は、容易に「責任をはたしていない」親への非難に転化する。子どもに対する家族の責任が過度に強調される社会では、この事実は、より親の責任を意識させ、家族間の競争を激化させ、親の育児の負担とストレスを招く。

これは貧困層により不利に働かし、加えて中間層の家族の子育てをも息苦しいものにする。つまり、貧困観が狭められ、競争のなかで自助努力と家族責任が強調される社会、そして、それを人々が受け入れている社会では、貧困はみえにくくなる。結果として社会福祉における公的責任の後退が「おかしなこと」に見えず、貧困をより深刻化させる。子どもの貧困を論じる際には、悲慘さを強調するだけでなく、貧困観における個人責任論・家族責任論を相対化し、貧困を個人の(心がけ)に帰すことのできない社会的な問題として把握する立場に、改めて立つ必要がある。<sup>(16)</sup>

子育てにおける家庭機能不全の状況は、親の責任論のみに帰着しがちであるが、その親の個人問題としてみえる状況は、社会的な不平等や社会的な貧困と関連性をもっているのである。そこでは、親の道徳退廃、人格の喪失が進んでいくのであり、社会経済構造の分析を下敷きしながら家族における社会病理の現象、家族機能不全の状況をみていく必要がある。

この視点に松本伊知朗をはじめ「子どもの貧困」の著者達の貧困研究は強調しているのである。この視点の強調により、決して個人の道徳退廃、人格的な問題を免罪するものではない。そこでは、社会経済的な土台との関連から問題をとらえて、貧困を克服していく社会政策的な手だて、国家や地域に求められている。貧困問題にたいする公共的政策の構築は、社会の退廃、社会秩序の安定のために必要なことである。弱肉強食の競争社会は、格差をつくりだして、貧困層の退廃をつ

りだす経済的土台になっていくが、同時にエリート層の退廃も、詐欺や横領などで進んでいく。

子育ての機能のない家庭で育っている子どもに対して、具体的な発達の保障と人間的に成長していける学習の手だてが、学校教師をはじめとして、公的に役割をもっている教育者に求められている。教師をはじめ公的な役割を託されている教育者は、子どもの貧困問題について深く関与していく視点が必要なのである。すべての子どもに発達の保障を充実していくためには、特別に不利益な貧困問題や障がい児問題に対処してこそ、その実現の道りがみえてくるのである。

教育の機会均等からの学校教育の充実には、経済的理由によって就学困難な児童生徒について就学奨励のための国の援助の法や特別支援学校への就学奨励の法が、設けられている。親の個人責任のみでは、公的な教育の機会均等が受けられないという趣旨からこれらの法律が作られたのである。

様々な貧困問題からの家族の子育て機能の喪失状況は、家庭的な愛護のもとで育つ事を基本に、子どもは社会の子ども、発達保障を社会全体として責任をもっていくということから、社会的養護や一時的保護、一時的な親権停止なども含めて、子どもの具体的な状況に対応して、子どものしあわせのために、未来への発達保障のための学習の手だてを公的に積極的につくりあげていくことが求められているのである。

また、貧困のなかで未熟な面をもつ親自身の人間的な教育、自立していけるような教育や訓練が求められているのである。貧困などによる家族関係の破綻、子どもの生存が脅かされる虐待からの保護は、母子分離が原則である。しかし、子どもと一緒に暮らしたいという希望を強く母親はもつ。この問題で前書の「子どもの貧困」で、全国保育団体連絡会の実方伸子は、福祉の現場からと、次のように述べる。

「特に、自身が児童養護施設で育った経験のある母親はその思いが強い。「自分のような思いはさせたくない」という。しかし、養育力がないと判断された母親がその希望をかなえることはかなりむずかしい。「分離」の背景には虐待の問題も多々あり、子どもの生命や人権保障の観点から、

もっともだと思われることも多い。しかし、婦人保護施設利用者の分離をふり返ると、現状では、日本の現在の母子・家族支援に問題があるのではないかと思われる。未成熟な母親と子どもを支える制度や体制がないゆえに、分離に至っているといっても過言ではないであろう」。(17)

子どもの虐待という保護の現実問題ということ、子どもは愛護のもとで育つということでは、家庭が最もその条件に適していることから、児童の権利に関する条約（子どもの権利に関する条約）でも18条において、親の第一義的責任と国の援助が示されている。児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則のもとに、父母は児童の最善の利益を基本的な関心事項となる。

貧困化は、子どもの成長にとって家庭の機能を失わせているのである。子どもは発達と生活での幸福を得る権利を有しているのであり、貧困化によって、それが阻害されてはならないのである。とくに、未熟であり、無抵抗である子どもに対して、暴力が加えられることはあってはならないことであるが、現実には、親による暴力が行われ、放任され、ときには、子どもを搾取の対象とするのである。

親等による虐待、放任、搾取から子どもを保護することが、社会的に求められている。これは、立法や行政の独自の役割もあるのである。保護と親の愛護のもとで子どもは育つという本来の機能を取り戻すための親自身への社会的な教育が切実に求められている。そのための行政的な措置としての一時的保護、一時的親権停止措置が必要である。と同時に、親への独自の教育的措置や生活条件の整備などが求められているのである。また、虐待や放任されてきた子どもに対する精神的傷から立ち直れるような癒しと、温かいぬくもりのもった環境のもとに、発達の権利としての教育を特別に施すことが必要である。

教育と貧困ということから、高山武志は、英国における教育貧困の概念の重要性として、Deprivationの定義の導入を提起している。つまり、Deprivationは奪いさらられるということで、剥奪、損失、疎遠、相対的貧困、収奪など広い意

味の貧困を意味している。社会全体の不平等構造のなかで社会を構成する個人、集団間にある格差のなかで、正当な最低限としての生活水準あるいは社会規範があることを前提に、それが奪われている状態をさしているのである。

両親に育てられない子どもは、正常な家庭生活を収奪されているというのである。病院や医療が最低限の社会的水準が奪われている地域は、医療から収奪されている地域というのである。Deprivationは、保障されるべき最低限という平均的な社会の他の構成員の状態によって決定されるものであり、それは、最低限の生活水準という所得にみよって考えられるものではなく、教育、住宅、健康、労働条件、さらには社会的・政治的な諸権利など広範囲にわたって設定されるべきものとしている。このことは、Deprivation概念は、社会諸政策の目標となる政策概念がとす。

教育に関するDeprivationは、教育資源が不均等に配分されている過大学級にいる子どもは教育的に収奪されているということであり、教育機会の不利な状態にある場合も教育的に収奪されているということである。学力が平均よりも著しく劣る場合、他の子どもに対して収奪されているということである。Deprivationの概念の導入は、教育問題を個人のことでなく、低所得、失業、低水準の住宅とともに広く社会階層構造にかかわる問題として整理することができる。高山武志は、問題提起するのである。(18)

イギリスでは学校教育における教育的貧困政策として、地域社会の子どもを能力にかかわらず単一の教育システムに収容していく総合制中等学校がつけられた。また、貧困地域を教育優先地域として積極的に教育資源を集中させていく補償教育と地域カリキュラムを積極的に導入している。そして、地域を改善していく能力をつける地域社会学校政策をとっている。

そして、教員養成における貧困地域の学校での実習ということで教師の貧困児童の理解を深める研修の充実、幼児教育においても貧困児童がよりよき人生のスタートをできるように特別に貧困地域に重点的に教育資源を集中させている。イギリスの公教育における政策として、重点的に教育資

源を教育行政として投資していることは、教育的貧困政策に国の配慮がされていることである。この教育的貧困政策を高山武志は積極的に重視しているのである。

高山武志の講座研究室を継承した青木紀は、教育福祉研究として、貧困の世代的再生産の家族資源の格差問題を提起している。貧困の家族で育った子どもたちが、いかに成長発達において不利な条件のなかで貧困の世代的な再生産に陥っていくのか。

青木紀は、生活保護世帯の調査をとおして、家族のもつ資源格差の現実について次のように述べている。「貧困の中におかれてきた家族員個々の生活史を見た場合に、しばしば見られる「教育競争」からの早期における「脱落」といった現象、そして何の自立の準備なしに「家を出る」行為の一般化とその世代的な繰り返し、さらには新たな人生の出発点として祝福されるべき結婚式の欠落など。これらは、彼、彼女らの生活過程における実質的なライフ・チャンスの不平等（また頼りになる身近なサポーターの不在）の帰結としてとらえられるのではないかと。とりわけ生活保護世帯の調査経験は、それ以外の世帯・階層との「断絶」をも感じさせるほどの、多様で深刻な生活上の不平等な経験（貧困）を示すものであった」。<sup>(19)</sup>

現代社会は、安定した職を得ていくために、資格や技術または、学歴が要求され、能力主義的に知識社会へとむかっている。このようななかで能力の格差は、社会的な不利の条件となっていくのである。

生きていくための能力の形成は、学校ばかりではなく、家族や地域のなかで形成されていくが、現代は、とくに子どもの生活にとっての学校での役割が大きくなり、またバーチャルな世界としてのマスコミ、様々な情報手段の役割も大きくなっている。人間的に成長していくうえで、人間関係能力、コミュニケーション能力、集団や家族での人を思いやる能力の形成、絆をつくっていく能力は大切な課題であるが、家族資源の乏しいなかで育った子どもは、そのことでも不利な条件にたたされているのである。

ところで、生活保護世帯以下の生活を強いられ

ている多くの母子世帯の現実を見逃してはならない。その親たちは、子どもを育てるために朝晩、長時間で働いているのが現実である。貧困の母子家庭などは、子どもとゆっくりと接触する時間的なゆとりもないという厳しい現実がある。子どもを育てるために必死に生きている現実、人間らしい生活からほど遠い。

貧困の母子世帯の子どもにとって、将来の希望を自由に選択できる幅が限定される。家庭の経済的格差は、子どもにとってと大きな進路の制約がある。条件不利な中で育っている子どもにとって、家族の資源的格差をサポートしてくれる理解ある学校の教師をはじめ、様々な地域の大人との出会いが大きい。

家族の資源的な格差によって、すべてがきまるわけではなく、運命的に貧困の世代的な再生産が起きるものではない視点は重要である。それは、家族資源格差をもっている貧困世帯に対する公教育のあり方や福祉政策によって、その再生産をたちきる可能性をもっているからである。

青木紀は、貧困の世代的再生産を論じるにあたって、なぜ、家族資源格差の不平等について問題にしないのかと疑問を呈する。貧困は努力によって解決しうる可能性をもつという幻想が根強くあると。学生からだされる意見もそれが多数派であると。社会問題は、最小単位である家族に反映し、家族資源の基盤の弱い家族は、貧困に陥る頻度が高いし、貧困から這い上がる機会も少ないとみている。貧困の研究において、貧困の世代的な再生産ということの問題にしていくことは、真正面から家族資源格差・不平等の問題を論じていく必要性を強調しているのである。

不利が不利を呼ぶという貧困から抜け出せない現実のなかで、具体的に家族資源を充実していく福祉政策が問われていくのである。貧困者が一人で努力しても抜け出せない状況がある。苦闘の生活史から、意欲はどのようなことが阻害してきたのかという分析が求められると。とくに、子どもにとって何の責任もない教育資源の不平等を是正しないかぎり、家族のもつ子育ての役割機能は発揮できないのである。教育資源の不平等を是正する方策を具体的にもつための研究が求められてい

ると青木紀は考えるのである。<sup>(20)</sup>

この見方は、大切な視点である。子どもの人間的な能力の発達の保障において、教育的な家族資源の充実が求められている。子どもは、親や教師、そして、地域における教育、子育てをとおして人間として成長していく。それは、目的意識的な教育と、親をみて子どもは育つ、地域のなかで育っていくというように、自然的な人間関係をとおして、人間形成がされていく。子どもの貧困は、この人間的成長の自然的な条件が略奪されていることである。

子どもの貧困の進行は、この略奪条件が進んでいくのである。それは、経済的な条件はもちろんのこと、人間的な成長における親をはじめとする家族関係や地域関係からの剥奪、友人関係からの疎外など人間的に成長していく条件が奪われていくのである。豊かな言語や知的刺激の家族や地域のなかで育つ子どもと、非人間的な退廃的環境のもとで育つ子どもとは、人間的な成長や人間的な諸能力の発達にとって大きな社会的ハンデキャップをもっている。

経済的に貧しくとも、親子関係の会話、親が仕事に対する誇り、自分の生き甲斐について子どもに語りかける家族関係は、子育ての力を強くもっているのである。経済的な貧困がすべてに子育ての人間的な力を失わせているという問題ではない。

問題は、貧困によって親自身が人間的に墮落していくことによって、子育ての力が奪われていくのである。ここには、親自身の市民的な規範形成、就労の教育と訓練からはじまってしまう人間的自立、人間的連帯など独自の親自身の課題がある。この課題は、子どもと違って、凝り固まっている大人ということから、教育と訓練が極めて難しい困難な側面がある。

個人では、自らが自立して生きていくという生活規範と意欲に欠ける側面がどうしても強くなるからである。自立のための社会保障も人間的に墮落し、退廃している大人にとっては、具体的に、その人の状況に合わせて対応していくことが求められている。ここでは社会教育な視点が大切なのである。

子どもの貧困と発達保障にとって、貧困と墮落、貧困と退廃の問題が重要なのである。家族関係の愛情のなかでの人間的なふれあいは貧困家庭にとって大切である。そのもとで育つ貧困家庭の問題は、子どもの人間的な成長にとって、問題にはならないのである。貧困の世代的再生産という問題には、親自身の退廃の問題、人格の喪失があるのであり、それと同時に、子どもがそのなかで人間的な成長の意欲を失われて育っていることである。貧困の子どもに理解する教育者や福祉関係者が、子どもの成長のためのサポートに入ることによって、子ども本来の成長を取り戻す可能性は大きくあることは忘れてはならないのである。

貧困イコール人間的な発達能力の低下とはならない。地域で暮らし、貧困の子どもたちに理解をもつ教師や福祉関係の人々との出会いによって、子どもの発達の可能性も大きく変わっていくことがあるからである。

人間の主体的な変革能力は、個々の貧困の子どもにも強く潜んでいるのである。劣悪な環境のなかでも人間的に成長していく可能性を子どもはもっているのである。それには、劣悪な環境からの脱出のサポートが必要である。ときには子どもの虐待や放置、アルコール中毒や薬物依存中毒に冒された状況の親のもとでは、親権の一時停止による子どもの人間的発達を保障する保護も求められている。

貧困家族の責任論ということではなく、貧困の子どもを発達を保障していく社会的なサポートが特別に求められているのである。貧困の世代的な再生産が行われていることは、その社会の子どもに対する社会保障施策が十分ではないことであり、自然成長的に貧困家族に子育てをまかせて、責任論を論じても子どもの貧困脱出の問題解決にはならないのである。

学校などの教育関係者では、子どもの貧困に対して極めて鈍感に教育方法のとりくみがおこなわれていることがある。たとえば、教師が調べ学習の宿題として、パソコンで調べ、プリントアウトしたものをレポートで提出せよということがある。これは、貧困の母子世帯の子どもをやる気にいかにか喪失させているか。パソコンやプリンター

はこの家庭でも入っていると教師は思いこんでいるのである。

この場合は教師にとって、学力向上と家庭資源の格差は視野にないのである。子どもの貧困という現実を考える教員の研修、教員養成はきわめて不十分である。学校と福祉機関との連携は極めて大切な課題である。現実には、貧困の子どもの家庭の問題に関心を示していない教師がいかに多いか。

市販のドリル学習がはやる学校教育のなかで、子どもに教材を買わせていくことがいかに貧困の母子世帯の子どもに悲しい思いをさせているのか。子どもは家庭の経済状況を考えて、教材のことを親にいわない場合もある。教師にしかられていても耐えているのである。当然ながら、そのような教師の授業に子どもは意欲を示さないのである。

学校給食が払えないことは、いうまでもなく子どもの責任ではないが、子どもには、それが辛い思いになっていく。クラスの友人との関係で、消費の華々しい生活がマスコミを通じて宣伝される。そして、無理でも友だちが持っている同じものを求めがちになる。

人並みの生活ができていないことは辛い思いである。怪我をしても人並みの治療ができず傷の跡を残している子どももいる。虫歯を多くかかえても、また、歯がでていても矯正するお金がない。傷をもっている少女は、熱いときでも長袖をきて隠す。笑うこともできるだけやめよとする。どんなに医学が進歩しても貧困の子どもは平等に治療を受けることができない。また、いじめが起きる。思春期の子どもにとって耐えがたい状況である。実際は、自分のみじめな境遇という差別感と屈辱感をもって学校生活を過ごす。

弁当をもたせてやれない子どもに、子どもの遠足のときに、教師が温かい心をもって援助したときも、貧困の家庭の子どもは、その行為に必ずしも喜ぶという単純なことではない。そのことがその後もずっと教師のうらみになっている心の屈折もある。この屈折のなかには、差別と自立の感情、人間的な自尊心のことは見落としてはならない。貧困の家庭の子どもの差別されてきた悲しみが幾重にも重なり、好意でやった教師を逆恨みす

ることもある。

子どもにとっての自立へのプライドを尊重し、子どもの発達の保障の条件を、子どもの人権の問題として、整備していくことは大切なことである。それは憐れむことからの施しを与えるということではなく、子どもの発達保障の条件整備として、就学援助の充実などが考慮されるべきである。

阿部彩は、「子どもの貧困」岩波新書で、最低限保障されるべき教育の実現のために、貧困援助政策に積極的に教育政策を取り入れるべきと提案している。義務教育レベルにおいて、貧困の不利が表面化しないように、給食費や修学旅行費といった学校生活に必要な諸経費の無料化と支援が必要とする。貧困世帯に集中するさまざまな教育問題により多くの資源を投入する姿勢が求められるとしている。<sup>(21)</sup>

そして、貧困家族の就学前の対策として、保育所や幼稚園の役割を重視する。保育所は貧困の子どもの成長に早くから介入する絶好の制度として。そこでは、職員が日々、家庭の養育環境や生活に支援を必要とする子どもたちと接触しており、保育所は貧困の防波堤となっているというのである。

保育所の社会的役割としての貧困の防波堤という機能が、保育料の公的補助、公立保育所の充実ということで進まず、逆に民営化が進行し、市町村の保育所設置という公的な役割が低下し、保育料の滞納は親のモラルということで処理される傾向になっていると指摘する。<sup>(22)</sup>

貧困世帯に集中するさまざまな教育問題は、学校現場における父母からの徴収金の問題がある。多くの子どもが塾やお稽古事に走るなかで学校教育のみで学力が身につけられるような工夫と教育内容の精選が必要である。つまり、受験学力競争を一掃する教育政策を目的意識的に追求すべきである。とくに、高校までの小学区制や地域に高校を存在させて受験学力競争を緩和することが求められる。高校まで教育費のかからない施策は緊急の課題である。いうまでもなく、高校での学校選択の自由を決して否定するものでもない。

受験学力競争の体制は、貧困の家族の子どもに教育問題が重くのしかかっていることを重視して

いるのである。そして、受験学力競争や小学区制、地域に高校を残すということは、貧困の家族の教育問題ばかりではなく、すべての子どもの人間的な絆や連帯、思いやりの心の形成に重要なことである。さらに、意欲をもって自分の知らないことに興味や関心、探求心をもって、科学的な精神、創造的精神の発達を成し遂げていくうえでも大切なことである。貧困の家族の教育問題は、すべての子どもの教育問題の基底をなしていることを見落としてはならない。

## (2) 母子世帯問題

### 1 母子世帯と子どもの貧困問題

母子世帯は、子どもの貧困問題が集中的に現れている。母子世帯の貧困問題は、女性の役割分業からくる社会的地位の低さの問題である。また、女性の低賃金問題や労働条件の厳しさとも絡んでいる。女性にとって一人で子育てしていく環境が十分に整備されていないことである。女性の社会的地位の低さは、子育てをしていく女性の負担が重くのしかかっている現実がある。

2010年の国勢調査の速報値では、一人親と子どもからなる世帯の比率は8.7%実数4523千世帯と、15年前の1995年には、7.0%3083千世帯ということからみると、ひとり親と子供からなる世帯の比率が1.7%、実数で1440千世帯の増大をみせている。また、夫婦と子供からなる世帯は、1995年34.2%、実数15014千世帯から2010年に27.9%、実数14440千世帯と6.3%、実数574千世帯の減少である。

夫婦と子供からなる世帯の減少とは逆に一人親と子供からなる世帯は、著しい増大をみせている。全体の増大では単独世帯で1995年25.6%で

あったものが、2010年には、32.4%と3分の1近くを占めるようになり、夫婦と子供からなる世帯の比率よりも多く、その逆転現象が起きている。世帯からみると単独世帯や、両親がそろわない一人親の世帯が増大しており、社会全体の家族を基礎単位とする生活形態から個人化、一人親化が進んでいるのである。

15歳未満の子どもの世帯類型ごとの人員の比率は、男子の場合、夫婦と子どもからなる世帯72.5%、ひとり親と子供8.4%、核家族以外の世帯18.4%、施設等の世帯0.3%であり、女子の場合は、夫婦と子供からなる世帯72.5%、ひとり親世帯と子供8.5%、核家族以外の世帯18.5%、施設等世帯0.2%となっている。男子と女子の場合では、施設等の比率が男子の場合が0.1%多く、ひとり親と子供からなる世帯は、男子の場合が0.1%少なくなっている。15歳から19歳になると夫婦と子供からなる世帯は男子53.5%、女子54.8%と急減していき、ひとり親と子供からなる世帯は、男子14.1%、女子14.6%と増大していく。

15歳から19歳では、高校生段階以上になると子どもたちが家から離れて住む傾向が現れてくる。15歳から19歳までは、単独世帯の男子14.1%、単独世帯女子5.4%となり、施設等も男子3.4%。女子2.1%となっていく。ここで注目するのは、ひとり親と子供からなる世帯の増大である。これはなにを意味するのか。

15歳未満までは、夫婦で同居しているが、高校生段階になると別居してくらす世帯が増えていくのである。ここには、子供のことを考えながら夫婦の同居の必要性を考える親の意識の強さの現れであるみる必要がある。ここでは、必ずしも離婚だけを意味するのではなく、単身赴任など

表(1) 2010年の国勢調査の子どもの世帯の類型

	男・総計	男・夫婦と子供	男・一人親と子供	男・施設等	女・総計	女・夫婦と子供	女・一人親と子供	施設等
15歳未満まで	100%	72.5%	8.4%	0.3%	100%	72.5%	8.5%	0.2%
15歳から19歳	100%	53.5%	14.1%	3.4%	100%	54.8%	14.6%	2.1%

国勢調査 平成22年の速報値より

も含むものとみられる。従って、この一人親と子供からなる世帯は、母子世帯や父子世帯だけを意味するだけではなく、単身赴任によって、夫婦の世帯が別になっていることも含むのである。

平成18年度に全国母子世帯等調査結果報告（平成18年11月1日現在）を平成19年10月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局は、公表している。

平成17年度において、世帯平均人員は、3.30人で3名から4名であるが、平均収入は、213万円、そのうち就労収入は、171万円である。平均収入には児童扶養手当なども含めてのものである。公的に保障された収入も含めても、多くの母子世帯は、相対的な貧困層になっているのである。実に一般世帯と比較した場合の収入は、3分の1程

表(2) 平成17年の母子世帯の年間収入状況

		平成14年	平成17年
平均世帯人員		3.36人	3.30人
平均収入		212万円	213万円
	就労収入	162万円	171万円
世帯人員1人当たり平均収入金額		63万円	65万円

(注)・平均収入とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額

表(3) 全世帯と母子世帯の比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万円	36.0
平成17年	563.8万円	213万円	37.8

(注) 全世帯については国民生活基礎調査の平均所得の数値。

表(4) 母子世帯の母の年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年	(100.0)	(35.1)	(36.1)	(17.0)	(6.3)	(5.5)	162万円
平成18年	1,217 (100.0)	380 (31.2)	476 (39.1)	215 (17.7)	72 (5.9)	74 (6.1)	171万円

(注)「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の平成17年の年間就労収入  
※「平均年間就労収入」の用語の定義は以下同じ。年間就労収入の総数は不詳を除いた値。

表(5) 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年							
常用雇用者	(100.0)	(7.9)	(31.7)	(32.4)	(14.1)	(13.9)	252万円
臨時・パート	(100.0)	(48.3)	(44.2)	(6.0)	(1.2)	(0.2)	110万円
常用雇用者	465 (100.0)	33 (7.1)	157 (33.8)	150 (32.3)	60 (12.9)	65 (14.0)	257万円
臨時・パート	482 (100.0)	207 (42.9)	237 (49.2)	35 (7.3)	3 (0.6)	— (—)	113万円

(注)年間就労収入の総数は不詳を除いた値。

表(6) 平成18年度現在就業している母の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
専門的・技術的職業	191 (100.0)	25 (13.1)	53 (27.7)	43 (22.5)	31 (16.2)	39 (20.4)	278万円
事務	286 (100.0)	60 (21.0)	113 (39.5)	74 (25.9)	20 (7.0)	19 (6.6)	191万円
販売	126 (100.0)	41 (32.5)	66 (52.4)	13 (10.3)	4 (3.2)	2 (1.6)	140万円
サービス職業	225 (100.0)	78 (34.7)	104 (46.2)	36 (16.0)	4 (1.8)	3 (1.3)	139万円

(注) 総数は不詳を除いた値

表(7) 母子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総数	(100.0)	総数	(100.0)	総数	(100.0)
加入している	(56.3)	被用者保険に加入している	(49.0)	被用者年金に加入している	(45.4)
		国民健康保険に加入している	(44.6)	国民年金に加入している	(37.2)
加入していない	(43.7)	加入していない	(6.5)	加入していない	(17.5)

(注) 表中の割合は不詳を除いた値

度の現状である。いかに一般社会からみると貧困の状況に母子世帯はおかれているのである。また、母子世帯の収入額別の区分では、100万未満は、3分の1を占めている。

100万円から200万円未満が4割である。400万円以上の収入を超える母子世帯は、6.1%と極めて低く、一般家庭並の収入を得ているのはごくわずかな世帯であることがわかる。これは、母子世帯として、一家の生計の担い手になっている女性が、正規の職員として継続的に勤めていないことを示している。多くの女性が、家計補足的な女性の賃金である。実際の労働の実態は、パートや臨時職員という一時的な雇用ということではなく、常用労働者として、正規職員として責任をもって働いている。家庭をもっている女性が低賃金の労働者群になっていることが、母子世帯の一家の家計をになっている女性の低賃金は、貧困の家庭になっていくのである。

母子世帯の常用労働の雇用が平均しての257万

円という低賃金になっているのも、劣悪な雇用条件のもとに常用労働になっているためである。さらに、パートや臨時的形態では、もっと就労収入が低く、常用雇用の収入の半分以下の113万円以下にすぎない。男女の雇用の機会の均等という側面からみるならば、母子世帯の母親が働く雇用条件がいかに厳しいかということが理解できる。

経済的なことを考えると、非常に耐えがたい辛い状況のなかでもなかなか離婚に踏み切れない女性の姿がでてくるのである。母子世帯の母親にとって、子どもの成長が生き甲斐として必死になって厳しい労働条件にもかかわらず働いているのである。

母子世帯の社会保険の加入状況は、本来すべての国民が社会保険の恩恵が受けられる制度になっているが、健康保険や公的年金の社会保険を加入していないと答えている母子世帯を数多くみるのである。貧困のなかで社会保険料を払えず、加入していない状況がある。健康保険が6.5%の未加



入である。病気になっても社会保険の恩恵をうけられない母子世帯は、生活苦のなかで病気になっても病院に行くこともじっと我慢しているのだろうか。また、公的年金は、17.5%の人が加入しておらず、貧困のなかで、当面の生活に追われて、将来の老後の生活設計すら全くみえずに暮らしているのである。雇用保険には、43.7%と半数近くの人しか加入しておらず、不安定な雇用条件のもとにおかれているなかでも失業したときの保障や、職業訓練などの生活保障などの雇用に関する権利があたえられていない生活をしているのである。

母子世帯が養育費を受けている比率も極めて低いのが実態である。現在、養育費を受けている比率はわずかに、19.0%と約5世帯に対して1世帯である。かつて受けたことがあるという母子世帯が同じ程度の比率の16%で、59.1%と六割近くの

母子世帯が養育費を受けたことがないと答えている。養育費をとりたてる機関が日本ではないことも養育費を受けることの比率の低さの大きな要因になっている。

養育費を払わないということは、男性の子育てに対する無責任のあらわれである。子どもを産ませるといふことや離婚ということが、多くの男性の子どもを育てる経済的な重要性の無理解と人間的な無責任が浮き彫りになっているのである。離婚したことによって、母親が親権者になる事例は多い。それは、母親の愛情のもとで子供が育っていくことは大切なことであるが、母親は、キャリア女性として働いて場合を除いて、経済的な収入は、男性に比べて厳しい場合が多い。パートの労働や臨時的な雇用に多くの女性になっており、教員や看護師などの一部の職業を除いて、一般的に女性の社会的地位の低さが低賃金の構造を支えて

表(8) 養育費の受給状況

総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不 詳
平成15年				
(100.0)	( 17.7)	( 15.4)	( 66.8)	( - )
平成18年				
1,209 (100.0)	230 ( 19.0)	194 ( 16.0)	714 ( 59.1)	71 ( 5.9)

表(9) 養育費の受給状況（就労収入階級別）

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不 詳
平成18年							
総 数	1,209 (100.0)	297 (100.0)	382 (100.0)	184 (100.0)	64 (100.0)	59 (100.0)	223 (100.0)
現在も受けている	230 ( 19.0)	70 ( 23.6)	69 ( 18.1)	28 ( 15.2)	13 ( 20.3)	21 ( 35.6)	29 ( 13.0)
過去に受けたことがある	194 ( 16.0)	37 ( 12.5)	54 ( 14.1)	40 ( 21.7)	20 ( 31.3)	9 ( 15.3)	34 ( 15.2)
受けたことがない	714 ( 59.1)	180 ( 60.6)	234 ( 61.3)	109 ( 59.2)	28 ( 43.8)	24 ( 40.7)	139 ( 62.3)
不 詳	71 ( 5.9)	10 ( 3.4)	25 ( 6.5)	7 ( 3.8)	3 ( 4.7)	5 ( 8.5)	21 ( 9.4)

いるのである。このような、状況のなかで母子家庭の人間らしい暮らしの生計をたてていくうえで、子どもを育てていくうえでの母子世帯の社会保障が不十分である。このなかで子どもを産ませた父親の養育費の援助は重要な収入源であるはずである。それは、親としての経済的な責任をもつ社会的役割である。現実的には、その役割を果たしていないのが実態である。母親としても別れた元の夫に養育費を請求することも非常にづらい人間関係があり、なかなか養育費を請求することができない。それは、元の夫から逃れたいということや、自らの自立の意志ができない母子世帯の母親の精神構造があるのである。

離婚による生別の母子世帯の住居形態は、3分の2が借家である。公営住宅の借家よりも民間の

アパートなどの借家が大きな比率になっている。ここでは、公営住宅に入っていない状況からの家賃費などの苦勞があるのである。母子世帯が生活していくうえで、住居費は大きな位置を占めている。

また、豊かな生活の質をきめていくうえで、住宅の環境は、極めて大切である。子育てをしていて、アパート暮らしで子どもの泣き声が隣につきぬけで聞こえてしまう環境では、非常に気を使ってくらせなければならない。アパートの住人が、すべて子育てに理解している人とは限らず、苦情の重みのなかで暮らさなければならないのである。貧困の暮らしをしているなかで孤立した生活を強いられているが、苦情だけは襲ってくるのである。人間的な連帯のかけた生活が借家で暮らす

表(10) 平成18年度世帯の住居所有状況

	総 数	持 ち 家		借 家 等				
		うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	借 家	同 居	その他	
総 数	1,517 (100.0)	527 (34.7)	166 (10.9)	227 (15.0)	41 (2.7)	461 (30.4)	120 (7.9)	141 (9.3)
死 別	147 (100.0)	94 (64.0)	57 (38.8)	17 (11.6)	1 (0.7)	25 (17.0)	9 (6.1)	1 (0.7)
生 別	1,359 (100.0)	431 (31.7)	108 (7.9)	207 (15.2)	40 (2.9)	434 (31.9)	110 (8.1)	137 (10.1)

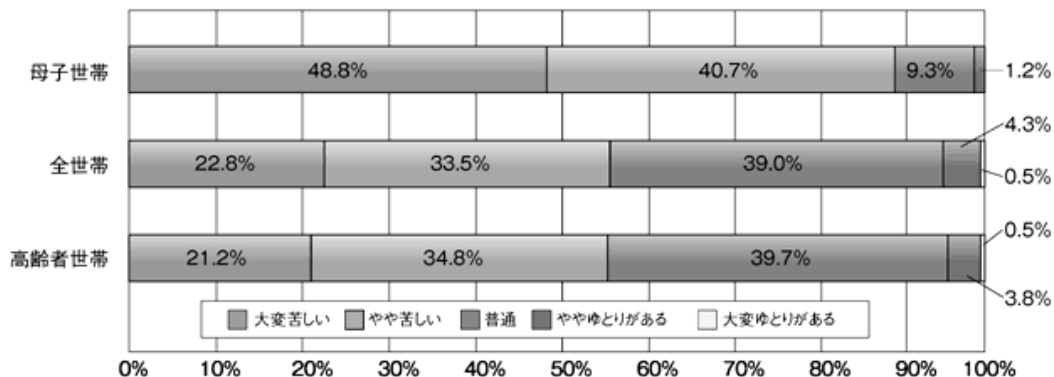
厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成18(2006)年)

表(11) 母子世帯になった理由別 構成割合の推移

調 査 年 次	総 数	死 別	生 別						不 詳
			総 数	離 婚	未婚の母	遺 棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	(36.1)	(63.9)	(49.1)	(5.3)	*	*	(9.5)	(-)
63	(100.0)	(29.7)	(70.3)	(62.3)	(3.6)	*	*	(4.4)	(-)
平成5	(100.0)	(24.6)	(73.2)	(64.3)	(4.7)	*	*	(4.2)	(2.2)
10	(100.0)	(18.7)	(79.9)	(68.4)	(7.3)	*	*	(4.2)	(1.4)
15	(100.0)	(12.0)	(87.8)	(79.9)	(5.8)	(0.4)	(0.6)	(1.2)	(0.2)
18	1,517 (100.0)	147 (9.7)	1,359 (89.6)	1,209 (79.7)	102 (6.7)	2 (0.1)	11 (0.7)	35 (2.3)	11 (0.7)

平成18年度全国母子世帯等調査結果報告(平成18年11月1日現在)平成19年10月  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

表(12) 暮らし向きについての意識



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成18年)

(注) 1. 「全世帯」とは、「母子世帯」及び「高齢者世帯」を含む全世帯の数値である。

2. 「母子世帯」は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。

母子世帯に苦痛を重ねていくのである。

離婚による生別の母子世帯の住居形態は、3分の2が借家である。公営住宅の借家よりも民間のアパートなどの借家が大きな比率になっている。ここでは、公営住宅に入っていない状況からの家賃費などの苦勞があるのである。母子世帯が生活していくうえで、住居費は大きな位置を占めている。

母子世帯になった理由は、平成18年度に、約8割が離婚であり、昭和58年度は、その比率は約5割である。30年間の間に離婚による母子世帯が大きく増えているのである。離婚による母子世帯の増大をどうみるのか。それは、女性の男性中心の家父長制支配からの解放のひとつとしてみる事ができるのか。夫婦それぞれが、家族という縛りから個人化して、自己中心的になっている状況も

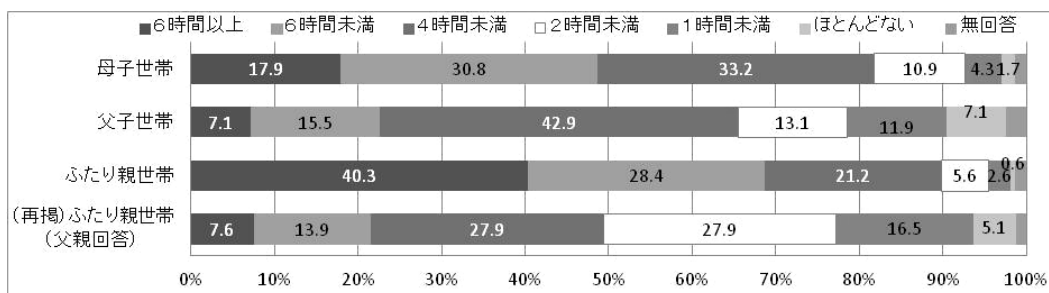
みられるが、母親の場合は、子どもを育てていくということで、男性の自己中心的な無責任性とは異なるのである。

平成18年度の国民生活調査によれば、母子世帯は、48.8%が大変に苦しいと答えており、全世帯の22.8%が大変に苦しいという比率に比べると倍以上になっている。これらの数字と、やや苦しいと合わせると、母子世帯の9割が苦しいという意識のもとで生活しているのである。高齢者世帯の苦しさは全世帯の比率とあまり変わらない状況であり、母子世帯の苦しさ意識が際立って高いことが理解できる。

## 2 母子世帯の子育ての困難性

子どもと一緒にいる時間は、ふたり親世帯で6時間以上が40.3%、6時間から4時間までが28.4%と4時間以上の子どもとの接触が7割近く

表(13) 子どもと一緒に過ごす時間（単位：%）

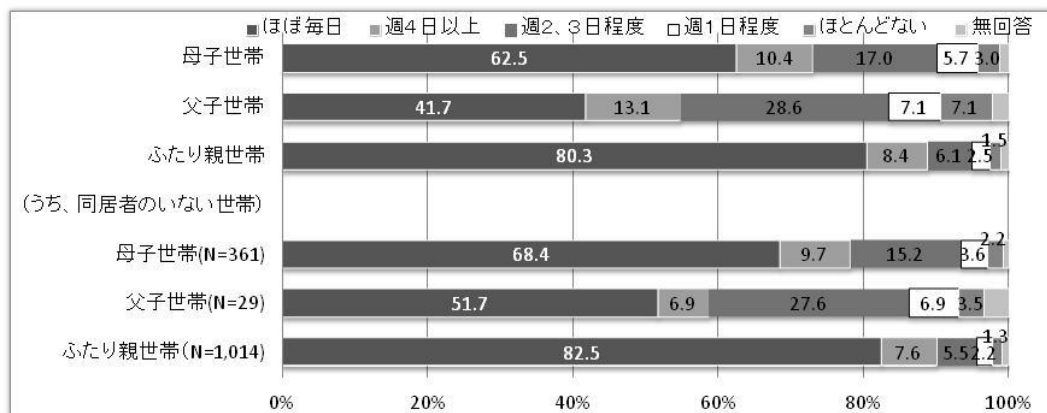


を占めている。これに対して、母子家庭では6時間以上が17.9%、6時間から4時間までが、30.8%と子どもとの接触は二人親世帯の子どもに対して低くなっている。父子世帯になるともっと低く、6時間以上7.1%、6時間から4時間15.5%と極端に子どもとの接触時間は短くなっている。また、二人親世帯でも父親は、子どもとの接触が、父子家庭と同じような傾向である。これ

は、男性の労働形態が社会的に子どもとの接触が十分にとれるようになっていないことによるものである。男性が子育てに責任をもてるように労働時間がなっていないのが日本の現状である。このようなことが統計的数字にでているのである。

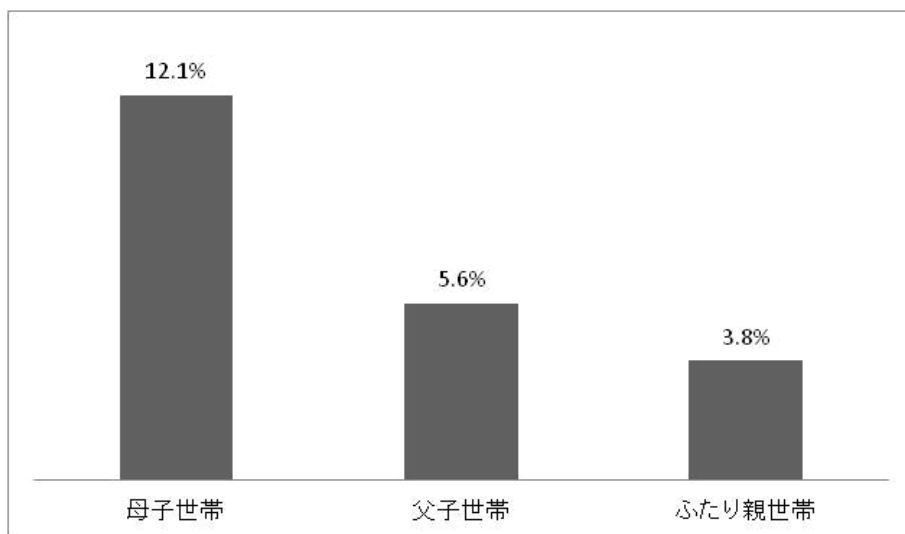
子どもと夕食をほぼ毎日とっているのは、母子家庭は、62.5%であるのに対して、二人親世帯では、80.3%である。毎日子どもと一緒に夕食を

表(14) 子どもと一緒に夕食をとる回数 (単位：%)



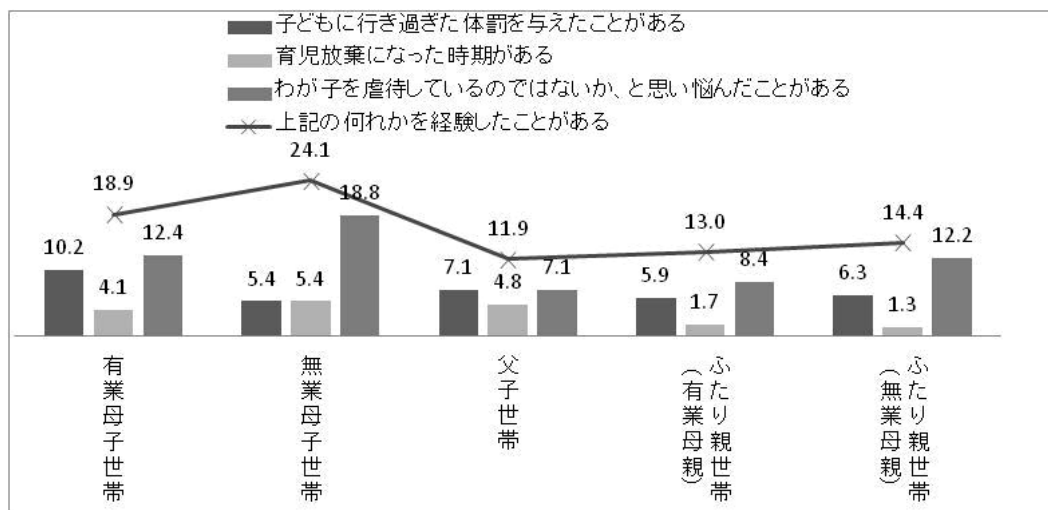
労働政策研究・研修機構 平成23年11月調査「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」報告書、平成24年2月より

表(15) 子どもの不登校経験を持つ世帯の割合 (単位：%)



注：小学校以上の子どもを持つ世帯数は、母子世帯578、父子世帯72、ふたり親世帯1,040となっている。  
労働政策研究・研修機構 平成23年11月調査「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」報告書、平成24年2月より

表(16) 育児挫折の経験の有無（単位 %）



労働政策研究・研修機構 平成23年11月調査「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」報告書、平成24年2月より

とっている二人親世帯の父親は高い。父子世帯は、ほぼ毎日夕食をとるとしているのは、41,7%と半数以下になっている。多くの父子世帯の子どもは夕食を一緒にほぼ毎日することは難しい状況になっている。子どもとの接触時間数や夕食と一緒にできないことは、子育ての物理的な条件にとって不利な条件になっており、子どもも寂しい思いをしながら日常生活をしているのである。

子どもの不登校の経験をもつ母子世帯は、実に12.1%になっている。これに対してふたり親世帯の場合は、不登校の経験をもつ世帯は、3.8%と、その違いが明確になっている。相対的に母子世帯や父子世帯の子どもの方が、不登校を発生させやすい状況になっている。母子世帯の子どもが、なぜ不登校になりやすいのか。母子世帯の子どもは、貧困層の子どもにもなっており、学校内で差別を受けやすい状況にもなっている。

母子世帯の子どもに不登校の発生率が高いということは、学校教育の貧困家庭に対する教育問題としてみていくことも必要である。不登校問題と母子家庭の関係は、いうまでもなく直接に結びつくものではなく、その媒介項目に、不登校の原因を深めていかねばならないが、その原因をつくる基盤に母子家庭のことがあるのである。不登校の

問題が社会的背景にある。社会の母子世帯の差別構造と結びついていることも直視しなければならない。

育児の挫折感の問題で興味あるデータは、有業の母子世帯が最も「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」比率を高くしてことである。母親がそのような思っていることで、この回答には、自省の気持ちが含まれているが、体罰について、理解していない親も多く、有業母子世帯の比率の高さが、子どもに体罰を加えていることが高いという実態として理解するものではない。母子世帯や父子世帯で育児放棄になった時期があったということについても同様で、この回答は、その親のあるべき子育て、こう育てたいことも含まれており、自分の思う子育てのできない挫折問題として読みとることが必要であり、ここにも自省の気持ちが含まれている。

### (3) 児童虐待と家族問題

#### 1 児童虐待と子どもの貧困化

子どもは、未熟であるために保護された生活と成長を保障される対象である。虐待は、その保護を奪っているものである。それは身体的虐待、放任・養育放棄、性的虐待、心理的虐待などがあ

る。子どもの身体的虐待は、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなどである。児童虐待は、抵抗をすることもできない極めて弱い立場にある、子どもの身体に外傷を生じるような暴行を加えることである。性的虐待は、子どもにわいせつな行為をすること、させることである。放任や養育放棄は、家に閉じ込める、適切な食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気やけがをしても医者に診せないということなど保護者の監護を怠ることである。また、心理的虐待 言葉による脅し、無視する、兄弟間の差別的扱い、子どもの前でDV行為を行うなど、子どもに心に不安や恐怖を与えることである。このような子どもの虐待問題が、今日大きな社会問題になっているのである。

児童虐待が大きな社会問題になっていることは、家族内の親子関係の心理的な病理現象としてのみとらえるのではなく、家族内の病理現象を生み出していく社会的な問題をさぐっていくことが必要である。

児童の虐待が社会的な問題となっていくことは、子どもの成長をめぐる環境が貧困化しているという視点が必要である。この貧困化は、子どもの成長をめぐる環境の条件が奪われてきていることである。この成長をめぐる環境条件は、多面的にみていくことが必要である。それは、個々の子どもの発達状況に応じて、多様性をもっているからである。

社会学者の上野加代子は、著書「児童虐待の社会学」で、日本での児童虐待の増加・深刻化が欧米を人権先進国のモデルとみなして、子どもをとりまく日本社会の現実や対応の遅れを非難する傾向が強く、アメリカ流の対策方法を手本にすべきという意見が強いことから、児童虐待の複雑が軽視されると警告している。社会問題としての児童虐待の問題について分析していく必要があるとしている。児童虐待の社会問題の成立によって、家族が、その問題の帰属の場となっている。児童虐待という事象が児童労働の搾取や貧困という側面よりも心の内面の問題ないし主体である子どもと現代家族として語られている。

そして、現代家族の「養育機能の低下」や「機能障害」を前提に、虐待が増加し深刻化しているという認識に立って、専門化たちのイニシアティブによる組織的な対応の必要性を説くのが隆盛になっていく。むしろ大切な視点は、児童虐待という問題が取り上げられていくなかで、増加・深刻化に信憑性が付与され、問題が家族へと帰属させられていくのではないか。<sup>(23)</sup>

また、児童虐待の問題が家族関係内での行為に限定されていること。問題の原因として、経済的要因の色彩が薄められているということ。「現代の虐待は、旧来の貧困によるものとは異なったメカニズムを介して生ずるものと考えられており、しかもその点がことさら強調されている。・・・児童虐待は、経済的色彩の強い問題というよりも、親自身が子ども時代に虐待を受けていたりして愛された経験が乏しいために未熟・攻撃的・依存的である、といった個人の性格上の問題、また夫婦の不和などによる家庭内での孤立といった家族関係の問題と考えられており、カウンセリング治療や家族療法で改善されるようなニュアンスをもたせて提示される傾向にあるといえる」。<sup>(24)</sup>

さらに、児童虐待の増加は、すべての社会階層に同じような割合で増加しているのではなく、とくに中流階層に増加しているという指摘をして、経済的要因から意図的に引き離そうとする議論が多い。これらの議論は、「核家族化に起因する世代間における育児の知識の非継承や地域社会からの孤立、あるいは離婚により単親家族の増加、そして、そのような親の孤独やストレスといったものが、原因として指摘されることが多い」。<sup>(25)</sup>

上野加代子は、これらの養育機能の低下や機能障害といったものが子どもの虐待の増加・深刻化との関連で必ずしも検証されたものではないとしている。

日本の児童虐待をめぐる議論は、アメリカのロサンゼルス市の調査研究にみられる法律家、ソーシャルワーク、警察、小児医学の専門家と地域住民とが虐待問題の評価が一致しないように、多面的な見方をもっているが、日本では、その土壌が欠けていると上野加代子は、問題提起している。児童虐待の定義に関係機関のコンセンサスを得る

ことが必ずしもつねに重要ではない。虐待されている子どもを救うという善意の動機からの行為がよい結果を導くとは限らない。一元的なシステムに解消されない多面的な見方からの主体の運動の視点が必要であるとしている。<sup>(26)</sup>

児童虐待は「こころ」の問題であるのかと、心理的問題に還元してしまう対策に、疑問をなげかけて問題提起するのは、山野良一である。かれは、児童相談所の児童福祉司の現場からとして次のように発信する。「東京都児童相談所のプログラムのように、個人の心理内界へのアプローチ、親子関係へのアプローチなど、保護者や家族のこころの部分に焦点を当てた、カウンセリング等の心理療法や保護者の養育態度に対する教育的治療などが中心となっており、他方、保護者や家族の社会的・経済的な生活の改善を目指した援助といったものは、ほとんど含まれていないことに気づかされる」。<sup>(27)</sup>

虐待されている児童について対処している現場とデータからみえる家族の姿は、貧困の問題が大きな位置を占めていることを山野良一は、指摘しているのである。彼は、川崎市児童相談所で毎年分析している。

「児童虐待に関する報告書—児童虐待の窓口から見えるもの」として、虐待の背景として離婚、生活困窮、精神疾患の3つが重複して絡んでいるとしている。また、平成14年度に三都道府県の17児童相談所に一時保護された501のケースを分析した子ども家庭総合研究事業「児童相談所が対応する虐待家族の特性分析—被虐待児および家族に背景に関する考察」（子総研調査）によると、生活保護19.8%、市町村民税非課税19.2%、所得税非課税5.8%、所得税課税23.6%、不明30.7%である。所得税を納めている経済的状況の層は、わずか23.6%にすぎないので、生活保護や非課税の低所得層が、虐待児童の家庭の経済状況に大きな比率を占めているという指摘である。

虐待児童のある家庭は、ぎりぎりの経済状況で生きているのであると提起する山野良一である。児童虐待の事例で、面接のなかで、苛酷な生活状況を聞かされる。経済的な行き詰まりから生活保護を申請しても拒否をされ、寒い冬場にホームレ

スを経験し、絶望感から嫌がる子どもも道連れに自家用車で近くの港に危うく飛び込む一歩手前であったとか。自家用車が生活保護申請の拒否の主たる要因であった。飢えをしのぐために羞恥を伴う耐えがたいことをするなど、語りきれない困窮の過去を背負いながら、現在もその苦労を継続しながら生きているのである。将来も続くことが予想され、生活上の不安がつきまとう。その不安感、家庭内に緊張感を生むし、さらに、子育ての親子関係に微妙な影を落とす。暴力的に子どもにあたってしまったり、養育放棄につながってしまったりする。<sup>(28)</sup>

母子家庭が身体虐待ではなくネグレクトに密接に繋がっていることは「子総研調査」においても川崎市の調査においても統計的に見ることが出来る。他の世帯類型に比べ、母子家庭がネグレクトの問題を集中して把握されていることが分かる。ネグレクトケース全体のなかでも、母子家庭が多くの割合を占めている。

こうした母子家庭などのネグレクトの問題は、家族だけの努力や工夫だけで妨げることなのであろうか。それは社会的援助を最も必要とする課題であると考えられる。母子家庭に対する家事援助や育児援助は、現状でその内容や水準を見てもまったく不十分なものしかない。<sup>(29)</sup>

山野良一が「子総研調査」や川崎市の子どもの虐待調査などから貧困問題が大きく背景にあるという問題提起から、子どもの貧困家庭に対するホームケアの援助が求められているのである。つまり、子どもの貧困と虐待の問題が深くかかわっている側面がある現状のなかで、社会的育児のシステムの構築は重要な課題である。

井垣章二は、「児童虐待の家族と社会」の著書のなかで、子どもの福祉には、地域とともに家族の重要性を再認識する大切さを強調している。家庭こそ人間の生活の拠点であり、それをいかに確かなものにし、豊かなものにするかこそ福祉実現の基本であるとして、児童福祉は、児童家庭福祉ということで、子どもにとって家庭福祉の大切を力説している。そして、児童手当を含む社会保障諸施策による家庭の生活の保障であると次のように問題提起する。

「家庭の安定を基礎として、児童あるいは育児に関係するさまざまなサポートが展開されなければならない。入所、通園の諸施設も、相談援助サービスも、すべて子どもと家庭と、二つをサポートするものとしてある。母親の就労がさらに一般化するこれからの社会は、育児休業制度も、また旧来の保育所についても新たな向上と充実が求められよう。単に子どもを保育所に預けるというのではなく、保育所と協働して家庭が子どもをよりよく育てていくのである。必要な社会的サポートを活用して家庭がいかに育児を全うするか、家庭自身も新たな態勢をつくり上げなければならないのである。家庭をコアとする社会的育児システムの構築である」。<sup>(30)</sup>

この家庭をコアとする社会的育児システムの構築ということは、重要な視点である。戦後の昭和26年に制定された児童憲章は、日本国憲法の本質に倣い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために定められたものである。子どもが育っていくうえで、家庭の大切が次のように述べられている。

「二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境があたえられる」。戦後の憲法の民主主義における児童観において、子どもの成長における家庭の大切さは力説されていたのである。

また、1989年の児童の権利条約においては、「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」としている。

子どもは愛情と理解のある豊かな家庭環境のなかで育っていくことが、人格の完全な調和を有する発達のために必要なことであり、そのことが子どもの今と未来の幸福にとって大切なことなのである。子どもの貧困家庭に対して、子どもの

人格形成において家庭の役割の大切さを認識して、家庭の生活の安定のために社会保障諸施設を実施することが求められている。それは、貧困家庭のサポートをして、社会的な育児のシステムを構築していくことである。

しかし、特殊な事例として、子どもに対する愛情と理解による家庭の機能が完全に崩壊し、残酷な虐待が日常化している場合においては、積極的に子どもを「親」から待避させ、親権の一時的な停止や剥奪の措置が必要であり、子どもの成長における家庭機能の役割の重要性から、それにかわる社会的な措置が求められているのである。

児童の権利条約においては、19条（親による虐待・放任・搾取からの保護）として、「1、締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監督する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、障害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2、1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続き並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続きを含むものとする」。

児童虐待からの保護に、自己責任の問題に還元して、立法上、行政上、教育上の措置をおろそかにするのではなく、積極的な国の役割を明確に義務づけている。また、児童虐待の問題を対策に矮小化するのではなく、必要な援助を与える社会的計画作成を行い、児童虐待の防止のために効果的な司法の関与をうたっている。

あらゆる形態の身体的又は精神的暴力は、しつけや教育などを理由にした体罰を児童の虐待と定義しているのである。子ども（児童）の権利条約は、子ども（児童）の人間としての尊厳を尊重するための様々な措置を規程したものであり、未熟である子どもということからのしつけや教育ということで、権利を有する個人、人間の尊厳を軽視



する見方を否定しているのである。

児童相談所で実践してきた川崎二三彦は、「児童虐待一現場からの提言」の著書で、子どもの人権意識の尊重に対する一般市民意識の問題をも指摘している。しつけと虐待はどこが違うかということで、しつけのためには体罰も必要とする市民意識も一部に根強く存在しているとする。

地方自治体によっては、児童虐待としつけの境界は非常に微妙ということやしつけと虐待を区別することは大変に難しい問題があるということである。あらゆる暴力をゆるさないということが明確になっていないと指摘する。

社会福祉を通信制で学ぶスクーリングにやってきた学生に体罰のアンケートを、2000年、100名、2005年94名でとってみた結果、家庭内において、体罰はいかなる場合もよくないと回答したのは、2000年26%、2005年31%である。体罰はよくないが、やむ得ない場合もあると回答したものは、2000年48%、2005年49%である。このアンケートより、体罰は効果的な手段とする回答は2000年22%、2005年18%となり、根強い体罰によつてのしつけの効果を思う学生がいるのである。<sup>(31)</sup>

身体的虐待ばかりではなく、放任・ネグレクトの虐待、性的虐待、心理的虐待についても一般市民の子どもの虐待に対する意識の問題の重要性を川崎二三彦は指摘しているのである。実際には、子どもの虐待は、統計的にでてくるもの以上に数多く行われているのであるが、一般市民の子どもの人権、子どもの人間的尊厳を尊重する意識が十分に育っていないことが子どもの虐待を深刻化させているのである。

とくに、競争社会の中で、子ども自身がそのなかに巻き込まれていくなかで、核家族が進み、地域の教育力が衰えていくなかで、教育産業や世論のなかで子どもの将来の不安があおられて、教育の名のもとに子どもの虐待が起きている現実を直視しなければならない。

貧困化が進むなかで、経済的に厳しい状況の現実を見逃してはならない。親が就労していない状況がある。又は、不安定の就労で収入が少なく、現実の苦しい生活と将来の不安によって、すさんだ家庭環境で育っている子どもたちもいる。そこ

では、粗暴な身体虐待や放任などの虐待にあって、命が脅かされている現実も直視しなければならない。貧困化が個々の家庭に孤立状況をつくりだしている事例も少なくない。孤立化は、離婚や家族崩壊の原因になっている場合があるのである。

児童虐待は、児童相談所などの専門機関による早期発見、早期対応が重要である。児童相談所で実践してきた川崎二三彦は、日々対応の難しさと悩むことが多いことを述べている。児童相談所の介入と援助は、保護者のかかえる困難に対する援助に結びつかない場合が多いと。

「虐待対応の難しさは種々言われているが、子どもの安全を図るための速やかな介入と、虐待に至ってしまう家族や保護者のかかえる困難に対する援助とが簡単には結びつかず、むしろ相矛盾するかに見える場合が多いというところにある」。

ところで、密室の中で生じる虐待はどうしても闇の中に埋もれてしまいやすい。そこで多くの国民が児童虐待の発見・通告に努めるよう広報活動が行われ、児童虐待防止法は児童福祉に関係の深い専門家たちに早期発見の努力義務を課したのであった。だから、この間の虐待通告の急増は、虐待そのものの増加というより、こうした努力の結果と考えて差し支えあるまい。<sup>(32)</sup>

児童虐待の対応の難しさを川崎二三彦は強調している。善意の通告で誤報もある。別居中の父と親権をめぐる争いや、離婚調停の問題もある。通告をうけた場合に、児童相談所は、保護者にどのように説明したらよいか。誰がそのようなことを通告したかと詰問される。児童相談所の説明に保護者が納得することは難しい。児童相談所の虐待対応の入り口から悪銭苦闘を強いられるのが現実であると。親子の再統合ということで、子どもが家庭や地域から離れて暮らすことは果たしていいのか。

しかし、再び児童虐待が行われる可能性が大きくなり、児童の一時保護も必要である場合は、親権者の意に反して行うことができるようになっているが、保護者の指導措置をとるべきことを家庭裁判所は、都道府県に勧告することができるとしているが難しい問題があると。

## 2 児童虐待防止法の特徴

児童虐待防止法では、児童虐待を発見した国民の通告義務が明記され、平成16年から児童虐待の定義の拡大、通告義務の拡大、市町村の役割の増大がだされ、さらに、平成20年4月からは、児童の安全確保のために家庭に強制的な立ち入り調査や保護者に対する児童の面会の制限などが設けられた。

そして、虐待を受けた児童を保護するための里親制度の拡充の施策も平成21年4月から実施されている。そして、平成23年4月から児童福祉法を改正して、親権停止及び管理権喪失の審判に、児童相談所長の請求権付与、里親委託中・一時保護中に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行を行うことができるようになった。

児童福祉法第28条では、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、家庭裁判所の承認を経て、児童養護施設や里親などの措置により一時的親権の停止、その更新の問題も含めての規程が設けられている。

児童の虐待の防止法の虐待の定義では、児童が同居する配偶者（事実上婚姻関係も含む）の暴力の問題も児童の虐待に相当する行為として捉えているのである。児童虐待の防止法の第2条の児童虐待の定義の4項「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」としている。配偶者に対する家庭内暴力は、児童に大きな精神的な苦痛を与えるのであり、児童虐待の範疇に法的にも入るのである。

児童虐待の防止等に関する法での「児童虐待」とは、第2条に次のように定義されている。保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童

をしてわいせつな行為をさせること。

- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

ところで、児童虐待の防止等に関する法律の目的は第1条で次のように述べられている。「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与るとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童の虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」としている。

児童の心身の成長及び人格の形成ということを大切にしている虐待に対する子どもの人権の構築をうたっている。それは、子どもの虐待からの防止ということが、子どもの発達の阻害の問題と絡めて問題にしているのである。そして、児童虐待の予防と早期発見ということで、重大な問題に至らないような取り組みを強めていくことが必要としている。そのとりくみに国や地方自治体の責務を法的に整備したのである。

国や地方公共団体の責務として、児童虐待を受けた児童の保護と自立支援と、児童虐待を行った保護者に、親子の再統合の促進の配慮の施策、児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な措置の体制の確立をうたっている。児童虐待を受けた児童の保護や自立のために学校の教職員、児童

福祉機関や施設の職員に専門的な知識を充実させるために研修の措置を義務づけている。児童虐待の早期発見のために、学校および児童福祉施設は、児童虐待の防止のための教育又は啓発を強調している。

児童虐待防止法第6条（虐待を受けたと思われる児童を発見した者）では、虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所、又は地域での児童員をとおして通告しなければならないとしている。市町村などの通告を受けた機関は、近隣住民や学校の教職員、児童福祉施設の職員などとの協力を得なければならないとしている。

つまり、学校の教師は、虐待された児童を発見したときは、通告の義務があると同時に、児童相談所や福祉事務所などの協力関係が求められているのである。子どもの家庭の状況を把握していくことは、学校の教師としての子どもの成長や人格の形成を援助と指導していくうえで欠かせないことである。

児童虐待がおこなわれているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に知事は、出頭することを求め、児童委員または、児童福祉の職員をして必要な調査、質問ができると児童虐待の防止等の法では、第8条2項で規程している。さらに、10条では、前期の職務執行において必要があると認めるときは、警察署長に対して援助要請できるとしている。

第11条では、児童虐待を行った保護者について

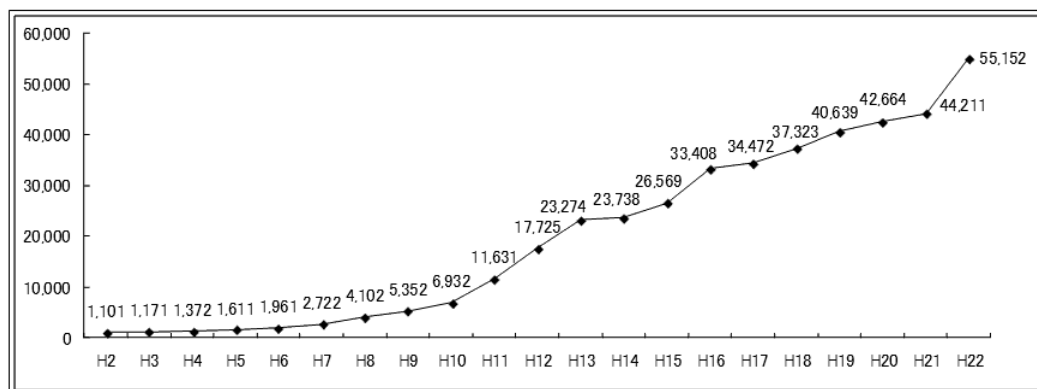
は、親子の再統合のために必要な指導をしなければならないが、児童が良好な家庭的な環境で生活するための必要な配慮のもとに適切な指導を求めている。児童虐待をされている子どもは、良好な家庭的な環境のもとで育っていない状況が現実である。そのことを無視しての親子の再統合の指導をしても意味をもたないのである。

さらに、虐待している保護者が児童福祉士等の児童福祉の関連機関の職員の指導を受けないときは、知事は当該保護者に勧告することができる。当該の勧告に従わないときは、児童福祉法第33条の規程により、児童相談所長をして、一時保護を加えることができるとしている。一時保護の児童に対して、児童の保護のために保護者の面会や通信の制限が児童相談所長又は児童福祉施設長は、できるとしている。

監護する児童に対して親権を行わせることが著しく児童の福祉を害する場合には、必要に応じて親権喪失・親権停止・管理喪失の審判の請求を児童相談所長によって、そのことが実施することができるとしている。

児童虐待の防止をしていくうえで、民法でも大きな改正が平成24年4月から施行された。親権停止の措置が2年を超えない範囲で、子の身心の状態及び生活の状況を考慮して、規程されたことである。これは、親権の行使が困難又は不相当で、子どもの利益を害するときは、家庭裁判所は、親権を停止することが可能となったのである。また、親権の喪失の審判も、虐待又は悪意の遺棄な

図表(1)



ど親権行使が著しく困難で、子どもの利益を著しく害するとき、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人または、検察官の請求により、親権喪失の審判をできるようにしたのである。

ここでは、子どもの利益を尊重する規程が設けられていることが特徴である。そして、子ども本人や未成年後見人でも親権停止や親権喪失の請求ができるようになったことが特徴である。(民法834条の親権喪失審判の改正)。未成年後見人でも親権停止や親権喪失の審判ができることは、一度親権の停止がされ、未成年後見人が選任されているような場合に、親権停止の期間が満了してしまう前に、未成年後見人が改めて親権停止の審判、あるいは親権喪失の審判を申し立てることができるということである。親権停止の更新が未成年後見人によって可能であるとうことである。

### 3 児童虐待の統計的現状

厚生労働省の統計によると、虐待の児童相談所によせられた相談は、平成22年度で55,152件(速報値で、かつ、宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値)である。統計を取り始めた平成2年から一貫して増加し続けている。児童相談所が処理した児童の福祉に関する相談のうち虐待に関

するものが急増している。児童虐待防止法施行前の平成11年度は、前年度に比べて、2倍近くに増大している。法的にも整備されたことが、その後の相談件数は急増の一つの要因にもなっている。また、虐待による死亡事件は、毎年50件～60件程度発生している。

児童相談所の児童虐待の相談件数の増大の背景は、児童虐待の防止等に関する法律の成立が平成12年度に施行され、社会全体が児童虐待に関する意識の高まりと児童福祉行政の指導の充実によって、相談件数が増大したことがある。また、独自に児童虐待を生み出していく子育てをめぐる貧困化の増進が背景にある。児童相談所の児童虐待相談件数の増大が、そのまま児童虐待の増大の実数とみてはならない。

これらの数字の増大は、児童虐待防止に関する関連機関の取り組みの強まったことと、国民への児童虐待防止という子どもの人権に対する意識の高まりが反映している側面があることを見逃してはならない。多くの隠れていた子どもの虐待の現実が把握されるようになってきている側面があるのである。この数字をもって、子どもの虐待が社会的に増大しているとはいちがいにいえない。また、現代的状況としては、子育て世帯の貧困化など家

表(17) 虐待の経路別相談件数(厚生省報告例)

	総数	家族	親戚	近隣人	児童福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	
9年	(100%) 5,352	(29%) 1,557	(3%) 186	(8%) 437	(2%) 103	(15%) 783	(3%) 140	(3%) 183	(5%) 250	(5%) 284	(6%) 311	(13%) 687	(8%) 431
10年	(100%) 6,932	(27%) 1,861	(3%) 224	(9%) 616	(2%) 159	(14%) 939	(2%) 142	(4%) 292	(6%) 395	(5%) 324	(6%) 415	(13%) 895	(9%) 670

(その他:救急関係など)

表(18) 虐待の経路別相談件数

	総数	家族	親戚	近隣人	児童福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	
16年度	100% 33408	16% 5306	2% 785	15% 4837	1% 410	13% 4433	2% 639	3% 871	4% 1408	5% 1611	6% 2034	15% 5078	18% 5996
17年度	100% 34472	16% 5368	3% 958	14% 4807	1% 455	13% 4591	2% 538	2% 530	4% 1428	4% 1521	7% 2250	15% 5073	20% 6953
18年度	100% 3732	15% 5,700	3% 1,042	(14%) 5475	(1%) 452	(15%) 5,659	(1%) 472	(1%) 374	(4%) 1,522	(4%) 1,472	7% 2720	(15%) 5,686	(18%) 6,742

族をめぐる社会的変化がある。つまり、子育てをめぐる病理現象と重なっている側面もある。これらは、核家族化、母子世帯・父子世帯の子育ての社会問題が、浮き彫りになってきているのである。

児童相談所における児童虐待相談処理件数の内容についての調査では、家族や親戚が3分の1である。福祉事務所、近隣知人、児童委員、医療機関、児童福祉施設、警察、学校、保健所など多方面からの相談経路になっている。

児童虐待についての児童相談所への経路は、児童虐待防止法の施行前と施行後に大きく変わっていく。平成9年、平成10年の児童虐待防止法の施行される以前では、家族や福祉事務所、学校などが主であった。平成16年、平成17年、平成18年には、平成16年から児童虐待の定義の見直しが行われ、同居人による虐待の放置、虐待を受けたと思

われることも対象になり、通告義務の範囲も拡大され、市町村の役割も明確にされたことから、一般的に相談件数の急速な増大に結びついている。

家族からの相談数も平成9年の1557件から平成18年度は、5700件と、3.5倍以上に大幅に増大している。しかし、相対的に家族からの相談件数の割合が低くなっていくのである。家族からの相談件数は平成9年には全体の29%であったが、平成18年には15%になる。全体に占める家族からの相談件数の割合が低くなっている。近隣・知人8%から14%、学校13%から15%、従前のカテゴリーにはいないところのその他8%から18%とはっきりしない雑多の経路が相対的に比率を増大させているのである。平成18年度では、家族、近隣・知人、学校等と相談経路では、同じ割合になっているのである。警察は、311件から2720件で急増

表(19) 児童相談所における児童虐待相談対応件数（都道府県別）の推移

(単位：件)

区分	10年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
北海道	89	862	954	1,417	1,644	1,675	1,593
青森県	62	293	332	414	445	475	692
岩手県	67	277	303	288	273	293	361
宮城県	46	924	847	1,032	1,048	949	-
秋田県	39	133	186	249	249	217	280
山形県	35	130	129	224	258	246	282
福島県	86	157	250	268	238	200	-
茨城県	107	585	646	596	536	718	928
栃木県	129	542	521	477	508	486	810
群馬県	105	472	581	624	539	526	626
埼玉県	347	2,151	2,347	2,359	2,736	2,585	3,493
千葉県	157	1,495	1,559	1,959	2,745	2,655	2,958
東京都	701	3,146	3,265	3,307	3,229	3,339	4,450
神奈川県	221	3,452	3,617	4,541	5,767	5,676	7,466
新潟県	89	526	675	840	843	805	896
富山県	42	248	260	336	298	257	258
石川県	41	211	251	352	348	476	538
福井県	21	163	242	182	142	151	181
山梨県	55	253	304	340	401	404	411
長野県	148	599	547	535	530	517	839
岐阜県	102	470	479	530	559	450	672
静岡県	332	768	816	871	872	1,107	1,383
愛知県	191	1,403	1,671	1,689	1,525	1,378	1,970
三重県	123	533	524	527	395	541	858
滋賀県	131	645	709	762	716	745	961

京 都 府	55	632	1,007	1,010	993	987	1,269
大 阪 府	575	4,632	4,383	4,498	4,354	5,436	7,646
兵 庫 県	166	983	1,341	1,373	1,552	1,536	2,299
奈 良 県	81	531	570	682	605	639	728
和 歌 山 県	62	293	316	457	431	423	603
鳥 取 県	13	99	75	47	86	68	49
島 根 県	91	98	160	141	178	139	124
岡 山 県	120	829	1,039	1,048	915	1,021	1,069
広 島 県	67	1,230	1,508	1,580	1,378	1,633	1,989
山 口 県	49	197	304	282	251	272	257
徳 島 県	63	200	236	343	391	401	444
香 川 県	81	400	420	468	489	569	588
愛 媛 県	16	311	258	278	319	272	312
高 知 県	38	164	146	158	184	155	142
福 岡 県	294	1,574	1,723	1,609	1,555	1,660	1,767
佐 賀 県	45	85	114	107	109	119	140
長 崎 県	134	279	223	196	285	197	261
熊 本 県	120	295	287	320	391	354	663
大 分 県	166	426	530	527	522	564	905
宮 崎 県	121	181	220	195	287	365	451
鹿 児 島 県	58	144	84	140	135	113	122
沖 縄 県	234	451	364	440	408	435	420
合 計	5,352	34,472	37,323	40,618	42,662	44,211	55,154

(注) 1 福祉行政報告例(厚生労働省)に基づき当省が作成した。

2 平成22年度の件数は、宮城県、福島県及び仙台市を除いて集計した数値である。

している。

横浜市では新規の児童相談所に通告してきた機関では、平成23年度に、警察からの件数が27.1%を占めている。学校が17.8%、福祉保健センターが13%となっている。(こども少年局中央児童相談所・平成24年5月21日)。大阪では、府警の平成23年の1年間に認知した児童虐待が13326件となっている。大阪府警が児童虐待事件として摘発したのは、33件、40人である。警察の取り調べた

児童虐待事件は、平成23年398件、409人を検挙している。平成14年からは2倍以上になっている。虐待の7割が身体的虐待である。検挙者と被害者との関係では、実父32.8%、養父・継父20%、母親と内縁の夫14.7%と男性による児童虐待者が、66.5%と3分の2を占めている。実母は29.1%である。検挙者のなかで非血縁者の男性の虐待が34.7%と実父の割合よりも比率が高くなっている。このように、刑法的な犯罪にあたる児童虐待は、

表(20) 虐待の内容別相談件数 平成16年から21年

	総 数	身体的虐待	保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待
平成16年度	33,408(100%)	14,881(44.6%)	12,263(36.7%)	1,048( 3.1%)	5,216(15.6%)
平成17年度	34,472(100%)	14,712(42.7%)	12,911(37.5%)	1,052( 3.1%)	5,797(16.8%)
平成18年度	37,323(100%)	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180( 3.1%)	6,414(17.2%)
平成19年度	40,639(100%)	16,296(40.1%)	15,229(38.0%)	1,293( 3.2%)	7,621(18.8%)
平成20年度	42,664(100%)	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324( 3.1%)	9,092(21.3%)
平成21年度	44,211(100%)	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350( 3.1%)	10,305(23.3%)

社会福祉行政業務報告(厚生労働省)に基づき作成した。

表(21) 主な虐待者別相談件数

(単位：件、%)

区 分	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の親	そ の 他	総 数
平成17年度	7,976(23.1)	2,093( 6.1)	21,074(61.1)	591( 1.7)	2,738( 7.9)	34,472(100.0)
平成18年度	8,220(22.0)	2,414( 6.5)	23,442(62.8)	655( 1.8)	2,592( 6.9)	37,323(100.0)
平成19年度	9,203(22.6)	2,569( 6.3)	25,359(62.4)	583( 1.4)	2,925( 7.2)	40,639(100.0)
平成20年度	10,632(24.9)	2,823( 6.6)	28,807(60.5)	539( 1.3)	2,863( 6.7)	42,664(100.0)
平成21年度	11,427(25.8)	3,108( 7.0)	25,857(58.5)	576( 1.3)	3,243( 7.3)	44,211(100.0)

社会福祉行政業務報告（厚生労働省）に基づき作成した。

圧倒的に男性の比率が高いのである。

厚生労働省の都道府県別・政令都市別の児童相談所における児童虐待の相談対応件数の推移から、県別にみても増大している地域は、東京、埼玉、千葉、神奈川県、大阪府、福岡などの大都市である。全体的に、児童虐待の相談件数は、10倍以上に平成9年度から平成22年度に増えているが、県によっては、鹿児島県や沖縄県のように2倍ほどしか相談件数が増えていない地域もある。鹿児島などの数値の低さは、児童相談所をはじめ児童虐待に取り組むべき各機関の取り組みも含めて、検討が必要である。児童虐待の数値が低いと

いうことで単純にその問題が少ないとみてはならない。統計にあらわれてくる数値は、それぞれの取り組みの結果の数値であるからである。

横浜市や大阪市が目立って増大している。大阪市の場合は、平成9年度は、82件の相談数であった。平成11年度に201件、平成16年度に803件、平成21年度1606件、平成22年度1976件となっている。横浜市は、平成9年度237件、平成11年度476件、平成16年度1230件、平成21年度2466件、平成22年度2886件と急増している。

虐待の内容別相談件数は、心理的な虐待が平成16年から21年に増えている。児童虐待の内容別で

表(22) 横浜市 新規虐待把握件数

(単位：件)

	19年度件数	20年度件数	21年度件数	22年度件数	23年度件数
身体的虐待	276	278	302	302	320
保護の怠慢・拒否	288	203	214	174	231
性的虐待	18	22	19	17	19
心理的虐待	119	128	185	133	250
合 計	701	631	720	626	820

表(23) 横浜市 虐待者別件数

(単位：件)

	19年度件数	20年度件数	21年度件数	22年度件数	23年度件数
実父	150	169	218	199	306
実父以外の父	48	35	54	52	55
実母	483	403	424	358	436
実母以外の母	8	7	9	7	11
その他	12	17	15	10	12
合 計	701	631	720	626	820

表(24) 相談(通告)経路別相談件数(児童相談所に通告した機関別件数)・横浜市

	19年度件数	20年度件数	21年度件数	22年度件数	23年度件数	構成比
福祉保健センター	134	97	90	93	107	13.0%
近 隣 ・ 知 人	102	61	67	58	71	8.6%
学 校	110	111	134	121	146	17.8%
家 族 ・ 親 戚	52	59	63	56	72	8.8%
虐 待 者 本 人	66	50	73	49	62	7.6%
児 童 相 談 所	41	41	44	27	28	3.4%
医 療 機 関	47	31	20	43	42	5.1%
民 生 ・ 児 童 委 員	23	9	15	10	4	0.5%
警 察	39	104	140	126	222	27.1%
他 都 道 府 県 市 町 村	17	6	9	4	3	0.4%
保 育 所 ・ 幼 稚 園	46	37	39	25	32	3.9%
児 童 放 任	5	8	4	4	8	1.0%
そ の 他 児 童 福 祉 施 設	6	6	6	5	2	0.2%
電 話 相 談 機 関	3	0	3	1	3	0.4%
家 庭 裁 判 所	0	0	0	0	0	0.0%
そ の 他	10	11	13	4	18	2.2%
◎ホットライン	91	71	95	72	85	10.4%
合 計	701	631	720	626	820	100.0%

表(25) 子どもの一時保護件数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一 時 保 護 所	6,214	6,412	7,081
一 時 保 護 委 託	2,213(100.0%)	2,631(100.0%)	3,140(100.0%)
児 童 養 護 施 設	1,143( 51.6%)	1,362( 51.8%)	1,488( 47.4%)
乳 児 院	343( 15.5%)	472( 17.9%)	552( 17.6%)
児 童 自 立 支 援 施 設	44( 2.0%)	28( 1.1%)	43( 1.4%)
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	35( 1.6%)	47( 1.8%)	59( 1.9%)
障 害 児 関 係 施 設	126( 5.7%)	123( 4.7%)	157( 5.0%)
そ の 他 社 会 福 祉 施 設	27( 1.2%)	48( 1.8%)	130( 4.1%)
警 察 署	81( 3.7%)	110( 4.2%)	124( 3.9%)
里 親	185( 8.4%)	209( 7.9%)	286( 9.1%)
そ の 他	229( 10.3%)	232( 8.8%)	301( 9.6%)
計	8,427	9,043	10,221



は、身大虐待やネグレクトの相談件数が7割から8割とそれらが多くの発生件数である。年度別には、変化は少ないが、心理的虐待が増えることによって、その比率をやや減少させている。

児童虐待では、身体虐待とネグレクトが大きな比率を占めている。心理的虐待の比率が相対的にふえているのは、心理カウンセラーの配属の重視により、とりくみの強化によった結果であると思われる。

表(21)より主な虐待者別相談件数は、最も多いのは実母が約6割前後であり、平成17年度から平成21年度まで同じ割合を占めている。次に多いのは、実父が25前後%となっており、実父以外の父親7%となっている。児童相談所にかかわる相談件数で、児童虐待と思う内訳は母親となっている。警察による刑法犯罪としての児童虐待は、3分の2が男性であるが、児童相談所の相談件数の割合は、母親となっているのが特徴である。

横浜市の児童虐待新規の把握では、身体虐待が39%と4割近くを占めている。また、保護者の怠慢・拒否というネグレクトが28.2%であり、心理的虐待は、30.5%である。横浜市の児童虐待者の内訳は実母53.2%、実父37.3%。実父以外の父6.7%となっている。児童虐待者の比率で実母が高い割合になっているのをどのように理解していくべきか。

平成23年の警察の児童虐待事件398件・409人が検挙されているが、その内訳は、実父、養・継父、母親の内縁の夫が3分の2を占めし、実母は約3割弱である。児童虐待で警察に検挙される事件では、実母の比率は低いのである。児童相談所に通告される虐待者の実母の割合が6割に比較して、実に割合が少なくなっている。警察の事件として検挙される重大な刑法犯として検挙される事件では、実母の割合はきわめて低い。

子どもを一時保護所に保護し、または児童福祉施設、警察等に一時保護を委託することが、重大な虐待、放任等などの場合、家庭から一時引き離す必要がある。一時保護所は全国に117か所設置されている（平成19年7月現在）。平成18年度の一時保護件数は10,221件であり、前年度に比べ約13%の増加となっている。そのうち一時保護委託

については3,140件であり、なかでも児童養護施設への委託が1,488件（47.4%）と一時保護委託の半数近くを占めている。

児童虐待相談対応のうち児童養護施設に入所するのは、平成21年度2456件で、児童福祉施設の66.2%と3分の2を占めている。この他に、乳児院17.3%、情緒障害児短期治療施設4.2%、児童自立支援施設3.2%などとなっている。また、一時保護児童数も平成21年には、19296人にあがっている。そのうち虐待を理由として一時保護の児童数が7562人で、39.1%と約4割である。

#### 4 児童虐待の現代的特徴

子どもの虐待による死亡事例等の検証結果の専門委員会による第七次報告が平成23年7月にだされている。この報告書は、平成21年4月から平成22年3月までの事例分析を行ったものである。この期間に厚生労働省が把握した事例は、虐待死事例47例、49人。心中事例（未遂も含む）30例、39人であった。虐待死事例は、6割が身体虐待であり、ネグレクトは4割である。虐待死事例で48.9%が実母であり、心中事例は実母が56.4%である。

報告書では、望まない妊娠と出産の問題として次のようにのべている。「これまでの報告において、主たる加害者で最も多い実母の妊娠期・周産期の問題として、虐待死事例では「望まない妊娠／計画していない妊娠」（以下「望まない妊娠」という。）、「妊婦健診未受診」、「母子健康手帳未発行」が多くみられたが、第7次報告でも同様の傾向がみられた。「望まない妊娠」の問題は虐待死事例のうち11人（22.9%）になる。そのうち5人（45.5%）は「妊婦健診未受診」及び「母子健康手帳未発行」の問題にも該当していた。また、3人（27.3%）は妊婦健診を受診しており、母子健康手帳も発行していた。

望まない妊娠ということから、妊婦健診の受診をしていなかったのであり、また、母子健康手帳の未発行ということで、生まれてくる子どもについて十分な心の準備がされていないのである。望まない妊娠・出産の問題を現代にどうみていくか。

かつて日本の歴史のなかで子どもの間引きの問題があった。伝統的には、子どもを育てる経済的な力がなくて、間引きをしたのである。避妊の方法や人工的な流産の方法が、発達していなかったために、家族計画が合理的にできなくて間引きが行われたのである。この間引きと同時に水子供養の信仰があり、死んでいった子どもが神のもとに帰っていくということで、傷ついた女性の心を癒やすための風習があったのである。

虐待死事例において、1歳未満の乳児の場合と1歳以上3歳未満と3歳以上の場合では、加害の動機も異なっていると報告書は指摘している。かつての貧困な農村の家族で子どもを間引きしたことと重ねてみると、1歳未満の子どものそれ以上の子どもの虐待死亡の事例とは、動機が本質的に異なるとみられる。

報告書では「日齢0日が「子どもの存在の拒否・否定」、日齢1日以上3歳未満では、「保護を怠ったことによる死亡」、「泣きやまないことにはらだったため」、3歳以上では「しつけのつもり」の割合が高く、「保護を怠ったことによる死亡」も複数みられた。また、「保護を怠ったことによる死亡」(8人)では、自宅や車中に放置し火災や熱中症によって子どもが死亡した事例のほか、必要な栄養を与えないなどによって死亡した事例がみられた。

望まない妊娠での日齢0日の虐待では、子どもの存在それ事態を拒否する精神構造があるのである。3歳未満では、放任・養育放棄ということで保護を怠ったことによる死亡事例が多い。

3歳以上になるとしつけのつもりとして、感情的に暴力を振るうことが多くなっていく。報告書では「しつけのつもり」(8人)について加害者の内訳をみると、実父3人、継父2人、両親2人、実母の交際相手1人であり、「子どもが反抗した」、「おねしょ(夜尿)に腹が立った」などがきっかけとなっていた。子どもの成長・発達の過程で見られる変化についての養育者の理解が乏しい。「しつけのつもり」として、感情に任せて力で子どもの言動を制しようとする虐待は例年複数みられる」としている。ここでは、実父や継父などの事例が目立ってくるのである。

しつけのつもりで子どもを虐待している事例は、子どもの人権そのものを否定し、子どもを自己の従属物としてしかみていない意識が根底にある。子どもに対する愛情を基礎に、子どもにも一人の人間としての尊厳をもっている。このことの意識が希薄な側面があるところを見逃してはならない。3歳以上になると、実父や継父などが感情に反抗したから、おねしょをしたからと暴力をふるって死亡させてしまうのは、自己中心性の男性のもっている支配欲と結びついた暴力性である。

女性の場合は、感性的に我が子意識からくる自然的な母性からの本能による子どもを守り育てようとするものが身につけているが、男性の場合は、目的意識的にならなければ、子どもに対する愛情意識をもてない。家族を培って、愛情で結ばれた夫婦の関係で生まれた子どもには、父親は、その基盤のうえに愛情を注ぎ、子どもの成長への期待をはずませていくが、その心も目的意識性がなければ、生まれてこないものである。

ところで、虐待の子どもの家庭の経済状況は、極めて厳しい状況である。報告書では経済状況との関係で次のようにのべている。「実父母の就労状況について「無職」の構成割合をみると、虐待死事例で実母が50.0%、実父が16.1%、心中事例で実母が40.0%、実父が15.4%であった。特に実父の「無職」の割合は年々高くなっている。家族の経済状況について構成割合をみると、「生活保護世帯」ないしは「市町村民税非課税世帯」は、虐待死事例で27.7%、心中事例で13.3%と第6次報告よりも高くなっている。無職ということで、経済基盤がなかったりするなど、貧困問題が子どもの虐待に大きく関係している現実を直視しなければならないのである。

心中事例は、加害者が「実母」である事例が多い。ここにも無職や非課税所得層などの貧困層の割合が高く、貧困問題が深く関係しているのである。報告書では、「心中事例について加害者が「実母」である事例は17例(22人)、「実父」である事例は10例(14人)であった。死亡した子どもの年齢別に構成割合を見ると、主たる加害者が「実母」である割合は6歳未満まで高く、1歳未満の心中事例の60.0%、1歳以上3歳未満の75.0%、3歳

以上6歳未満の61.5%であった。6歳以上では「実母」、「実父」がそれぞれ47.1%と同じ割合であった。

実母が子どもの虐待の加害者となっている場合は無職である場合やパート就労という低所得であることが指摘されている。このことについて、報告書は次のように指摘している。「加害者が「実母」である場合の「実母」の状況は、年齢は平均36歳（26～48歳）、就労状況は無職が8事例、パート就労が4事例、不明が5事例であった。また、ひとり親（離婚・未婚）は6事例で、うち5事例は無職あるいはパート就労であった」と。母子世帯など、無職やパート就労などで厳しい経済状況に置かれて、生活苦が重くのしかかって将来の展望も描くことができず、絶望になって心中に陥るケースが多いというのである。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果」の専門委員会の第6次報告書（平成20年4月1日から平成21年3月31日）までの事例は、死亡事例は心中以外が64例、67人であり、死亡した子ども（心中以外）の年齢別では、0歳児が39人（59.1%）と最も多く、うち0か月児が26人（0か月児の66.7%）と集中している。この報告書では、アダルトチルドレンの問題や過去の虐待を悩まされていることがみられると次のようにのべている。

「機能不全家族で成長したと自覚するアダルトチルドレンの問題や過去の家庭環境における虐待の記憶やイメージ（心像）に悩まされ続ける人の問題にも関係してくるが、虐待による後遺症的な副作用を簡潔にまとめると『自分の存在や行動に自信が持てなくなり、他人を信用できなくなることによって、通常の日常生活や対人関係を送ることが極めて困難になる』ということである。・・・児童虐待とは精神的・社会的に無力な子どもから『心身の疲れを癒せる物理的な居場所（家庭）』を奪うだけでなく、『精神的な安全基地としての家族関係』をも奪う行為であり、その後の子どもの精神発達過程や対人関係の能力に好ましくない影響を及ぼす危険が高い」と分析している。児童虐待は、家庭の愛護のなかで子どもが豊かな環境のなかで育つ場を奪うだけではなく、子どもの精神的発達や対人関係の成長を奪っていくこと

を指摘している。

虐待のなかで育った子ども、アルコール依存のなかで育った子ども、夫の家庭内暴力のなかで育った子ども、絶えざる夫婦喧嘩のなかで育った子どもは、大人になって虐待をする確率が高くなっていくのである。

子育てをしていく家庭の役割が機能不全で成長した大人は、アダルトチルドレンとして、本来的に人間的に成長していくことができず、人格的に様々な問題をもって大人になっていくのである。過去の家庭環境の劣悪さは、子どもの虐待を惹き起こす精神的な問題の確率を高くしているのである。

つまり、虐待の家庭で育った子どもが大人になると、虐待を起こす確立が高くなっていくというのである。虐待は子どもの人格形成に大きな影響をあたえていく。子どもに対する深い愛情をもてずに、感情的にしつけや教育と称する虐待は、人間的に子どもが成長していくうえで、大きなマイナスになっていく。

子育ての家庭機能を奪っていく貧困化は、子どもの人格を破壊していく要因をつくりだす。医師で幼児教育に力を入れたイタリアのモンテッソーリは、どんなにひどい状態で逸脱して発育した子どもでも一人の人間として成長していけるようにと、虐待を受けた子どもでも人間的に成長できる可能性をもつとしている。そのために特別な教育環境や援助が必要であるとしている。

子どもは自然からの宿題をもらっている。子どもは自然のプログラムにそって、今やらなければならぬことに本気で向き合うことが大切であるとしている。自然の宿題をすることによって、子どもは深く集中し、能力を身につけるだけではなく、人格のうえでも成長する。自然の宿題をするために、モンテッソーリは、子どもが集中して取り組めるための環境と援助の必要の研究をしたと幼児教育学者の相良敦子は述べる。

どんな子どもも幼児期には2度チャンスがあるということで、貧困のなかで逸脱発育した子どもが人間として成長できるように、発達の条件を復活することができるとしている。

「モンテッソーリは、ローマ郊外のスラム街の

最悪の条件下で逸脱発育した幼児たちが、正常化していくプロセスを観察したことが原点となり、生理学的・認知論的根拠に基づいてそれを援助する方法を編み出していったのです。それは、自然の法則・生命の法則に基づいてなされたので、文化や階級を超えて、どこの子どもにも有効にいかされるものとなりました。<sup>(33)</sup>

ところで、重大な子どもの虐待事件の事例をとおして、現代の子どもへの貧困問題を深めていこう。新聞などのマスコミに報道された重大な子どもの虐待事件については、「子どもの虐待の事例をブログ児童虐待の記録 (<http://tatata24.exblog.jp>より)」としてまとめられている。これらの事例は、極めて特殊な問題であるが、親子の社会的な病理現象として、子どもの成長を保障していく家族の機能や地域社会の機能が十分になっていないなかでの個々の子どもをめぐる家族の精神的な貧困化現象としてみていくことで参考になるものである。

警察が検挙した重大な子どもの虐待事件の加害者は、平成23年の実父32.8%や養父・継父20%、内縁の夫14.7%と男性による虐待の占める比率が66.5%と高かったが、それぞれの具体的な事例から、現代の貧困化のなかで、子育てをしていく家族の機能喪失や社会的病理問題を明らかにする必要がある。

#### (継父の虐待)

① 傷害容疑で、2012年6月21日に逮捕された事件である。事件発生日は、2012年6月11日であり、発生から10日後に逮捕されている。この事件は、福島県郡山市で起きた事件である。4歳の女子を左腕骨折の2カ月のけがさせた疑いである。虐待した人(続き柄)は、継父(同居女性の三女)で、37歳の男性である。職業は、自称派遣社員である。6月11日午前6時半ごろ、自宅で同居している女性の三女を蹴るなどして、左腕骨折の2カ月のけがを負わせた疑い。母が暴行に気付き同署に届け出た。継父は「かっとなってやった」と供述している。家族構成は、継父、母、母の長女、次女、三女の5人暮らしである。

この事例は、継父と母親と3人の子どもと5人暮らしであるが4歳の女の子を蹴るなどして、重

傷の虐待をしている。一時的な感情で、蹴ってしまっただけという虐待したということである。逮捕は、10日後になっている。継父は、派遣社員ということで、不安定就労である。次の事例も継父の虐待であるが、ぐずるので2歳の女の子を踏んだり蹴ったりして虐待したということである。一時的な感情から2歳の子どもを虐待して、死亡させている。

② 身体的虐待で、2歳の女子死亡させた疑いで逮捕させる。発生日：2010年12月25日で、広島市東区で起きた事件である。司法解剖の結果、死因は強い力が加わり肝臓がつぶれる肝挫滅による出血死と判明。虐待した人(続き柄)：継父(同居女性の長女)で、年齢は35歳の継父。職業はコンビニエンスストア店長。逮捕の日は、事件の起きた2010年12月25日である。継父は、25日午前3時ごろ、継父が帰宅し、子供部屋にいた2歳の女の子を踏んだり蹴ったりして殺害した疑い。25日午前7時5分ごろ、継父から「子どもが息をしていない」と119番があった。市消防局が女児を病院に搬送し、死亡が確認された。犯行当時、母は別室で就寝中だった。女児の体に古い傷痕があることから、同署は日常的な虐待についても調べている。継父は「ぐずるので暴行した」。家族構成：継父、母(27)、長女の3人。

この事例も継父の虐待である。泣き止まなかったら生後11ヶ月の女の子を全治2ヶ月間の骨折をさせる。この場合は、すぐに自首するのではなく、逮捕は事件発生後から2週間である。子どもを虐待したのは、子どもの母親の交際相手の男性である。子どもが泣きやまなかったのではらをたてて、虐待したということで、極めて感情的な自分勝手な精神構造である。この虐待も子どもの母親が外出しているときにしている。

③ 身体的虐待で：生後11カ月女子を左足骨折の全治2カ月のけがをさせる。傷害容疑で逮捕される。事件は、2008年6月19日の宮崎市橘通東1で起きる。逮捕は、2008年7月3日で事件発生から2週間後である。虐待した人(続き柄)は、継父(交際女性の次女)で20歳である。虐待の状況は、「泣きやまなかった」ということで、女性は外出中だった

この事例も継父の虐待である。布団の上に投げ落とししたということで3歳の男の子を死亡させ

る。この事例も無職の継父である。

④ 身体的虐待で3歳の男子を死亡させる。発生日は、2008年2月7日午前5時半ごろで、宮崎市佐土原町で起きる。子の状態は、急性硬膜下血腫の重傷、のち死亡する。虐待した人は、継父（内縁の妻の子）で24歳の無職で傷害容疑、傷害致死容疑で2008年2月7日に逮捕される。虐待の状況は、自宅アパートで子を抱え上げて布団の上に投げ落とした。事件当時、3人は同じ部屋で寝ていた。家族構成は継父、母、母の子である。

次の事例の虐待は、母親の交際相手の19歳の男性で、2歳の男の子が、ぐずりだしたので頭や背中をたたいて死亡させたという事件である。

⑤ 身体的虐待で2歳の男子を死亡させる。逮捕されたのは、母の交際相手（交際女性の長男）の19歳の会社員。事件の発生日は、2012年3月7日、北九州市小倉北区で起きる。逮捕は、事件から2日後の2012年3月9日である。母の交際相手（19）は、3月7日午前0時頃、同市小倉北区のマンションで、交際女性（飲食店員・25）の長男に暴行を加え、十二指腸破裂で死亡させた疑い。交際相手は6日夜、近くの母の親族宅から子供2人を連れ帰った際、「足を洗おうとしたら、ぐずり出したので、頭や背中をたたいた。腹は殴っていない」と供述。母は当時、仕事で外出していた。7日未明に帰宅したところ、長男の具合が悪そうだったため看病して就寝。同日午後3時25分ごろ、容体がおかしいのに気づき119番した。家族構成は、母、長女（6）長男（2）の3人暮らし。交際相手は昨年1月頃から母と交際し、3人で暮らすマンションに出入りしていた。

この事例も、子どもの母親が外出していたときに、交際相手の男性が子どもを虐待したということである。母親は虐待を受けた子どもの具合が悪いということで、子どもの看病をするが、容体がおかしくなって119番をするが、その後に死亡するという。交際相手の男性が子どもにどのように虐待をしたのかということが、母親自身もわからず、子どもの具合がわるそうなので、看病している。特別に重大な状況であるという認識がなかったようにみられる。ここでは、交際相手の男性が、子どもの母親にきちんと状況を伝えてなく、死亡という重大な問題状況になるという認識もな

かったとみられる。ここには、子どものへの深い愛情への関係が育っていないようにみられる。子どもをもっている女性との交際について、子どもも含めて新しく家族を築き上げていくという感情の積み重ねが十分でないのではないか。

次の事例は無職の継父が2歳の男の子を虐待で死亡させた事件である。子どもの腹などを数回なぐり出血性ショックで死亡させた事件である。ここでも継父は自己弁護のために、抱いていて転倒したと、状況を医師に正確にいわずに、うそをついている。長男の全身に殴られた痕があったことから、医師が警察に通報しているのである。前事件のように交際相手の男性が子どもの虐待したことを子どもの母親に伝えていないことと異なり、子どもを病院に搬送していることは、子どもに対する命を守ろうとする善意がみられる。

⑥ 身体的虐待で2歳の男の子を死亡させる。逮捕されたのは、継父（同居の女性の長男）23歳で無職である。事件は、2009年1月3日に熊本市水前寺で起きる。逮捕されたのは、事件発生後2009年1月5日である。1月2日午前11時ごろ、自宅で長男の腹などを数回殴り、3日午前9時すぎに内臓損傷による出血性ショックで死亡させた。2日午後1時ごろ、熊本市内の病院に呼吸が停止した状態の長男を継父が搬送する。当初は「抱いていて転倒した」と説明していたが、長男の全身に殴られたような古いあざがあるのを医師が見つかり、通報した。家族構成は、継父、母、長男である。

次の子どもの虐待の事例は、子どもの母親の交際相手の男性が、4歳の子どもの顔を腹を殴って死亡させるという事件である。母親がコインランドリーに外出しているとき、子どもを虐待している。男児が病院に運ばれて約1時間後に死亡するというので、傷害の厳しさがみられる。今回の暴行以外にも古い傷跡が数カ所みつき、以前からの子どもの虐待があったことが確認されている。

⑦ 身体的虐待で4歳の男子を死亡させた27歳の会社員を逮捕。母の交際相手（交際女性の長男）である。

事件発生は、2012年2月24日で翌日に逮捕される。事件は、東京都新宿区で起きる。

24日午後8時55分ごろ、東京都新宿区のアパート

の一室から「子どもがぐったりしていて動かない」と母親から119番があった。男児が病院に運ばれ、約1時間後に死亡した。警視の戸塚署は25日、男の子の顔や腹を殴ったとして、傷害の疑いで、母親の交際相手で、この部屋に住む会社員の男(27)を逮捕した。司法解剖で長男が頭蓋内損傷により死亡したことが判明。長男の胸には今回の暴行より前の時期にできたと思われるあざが数か所、確認された。会社員は「昼食を食べず、かっとなって殴った。ぐったりしたのでソファに寝かした」と供述。暴行当時、母親はコインランドリーに行っており、午後1時半ごろ部屋に戻っていたが、長男はソファで寝ていて意識もあったため、通報が夜になったとされる。家族構成は、母親(22)と長男は、東京都立川市で2人暮らし。母と会社員は半年前から知人の紹介で交際を始め、毎週末、長男を連れて1人暮らしの会社員宅を訪れており、今回は前日から泊まっていた。立川児童相談所によると、昨年8月、2人が住むアパートの近隣住民から「母親が子どもを置いて自宅を出て行く」「部屋がゴミだらけ」などと通報があったことから、虐待の疑いがあるとして母親へ指導した時期があった。

母親の交際相手の男性で、かっとなってなぐったということで、この虐待も子どもの母親の交際相手の男性が子どもが自分の思い通りにならないため、一時的な感情からの虐待行為である。母親も昨年に子どもを置いて自宅をでていくという近隣住民からの通告があり、家のなかもごみだらけで生活が乱れていたことがうかがわれる。子どもを育てていくことに精神的な不安定な状況があったとみられる。

いままであげた継父による虐待の事例は、自分の思い通りにならないで、泣いてうるさいという自己本位で感情的から暴行のである。子どもに対する愛情的関係がみられないものも特徴であり、母親が外出しているときに、感情がたかぶって虐待している。母親がいないことに対する継父や交際相手の男性が感情的に不安になって、子どもとの密室的関係のなかで暴行を働いているのである。

次は父親の虐待の事例である。この事例は、意識不明の重体の状況で医師が警察に連絡している。4歳の女の子に冷蔵庫のお菓子を食べたので

はないかと、問い詰め、最初は嘘をついたということで、子どもの顔面をなぐって、コンクリートに頭を打ち付けて、重体にさせ、後に死亡するという事件である。父親が、かっとなって子どもに暴力をふるって死亡させるということである。

#### (父親の事例)

① 身体的虐待で4歳の女子を意識不明の重体で死亡させる38歳の父を逮捕する。事件発生は、2008年7月17日で、：鹿兒島県霧島市隼人町住吉で起きる。職業は、内装業である。その日に逮捕させる。自宅で同居女性との間に生まれた女兒の顔面を殴って、玄関のコンクリートに頭を打ちつけ、意識不明の重体にさせた疑い。殴った直後に救急車を呼んだが、搬送先の医師が女兒の全身にあるあざやすり傷をみて警察に通報。冷蔵庫のお菓子を食べたのではないかと女兒を問いつめた際に、「最初はうそをついて、後で認めたのでかっとなった」ということである。

次の事例は、生後4ヶ月の子どもに暴力をふるって死亡させる事件である。自ら119番通報して、警察に出頭している。この事件も父親の自己中心的な感情からで夜泣きがうるさいから腹がたって子どもに暴力をふるったということである。母親からは児童相談所に預けたいという相談があり、子どもを育てていくうえでの問題があったものとみられる。この父親は、アルバイトで不安定就労である。

② 身体的虐待で生後4カ月の男の子を死亡させる。事件発生は、2012年6月13日、宮崎県えびの市で起きる。逮捕された人は、父(二男)、32歳で、職業は、アルバイトである。事件発生の日に逮捕される。父は6月13日午前2時ごろ、自宅で次男を素手で殴った疑い。その後、自ら119番通報し、同2時30分ごろ「子どもが救急車で運ばれた」と同署に出頭した。男子は、午前3時20分、病院で死亡が確認された。父は「夜泣きに腹が立った」と話している。えびの署は13日、父を暴行の疑いで逮捕した。同署は暴行と死亡の因果関係を調べる。市福祉事務所は母から「児童相談所に預けたい」と相談を受けた。4月27日にえびの市福祉事務所からえびの署に「次男へのネグレクト(育児放棄)があるのではないか」との情報提供があり、父に数回にわたって事情

を聴いていた。6月11日～12日に福祉事務所職員と同署員が自宅を訪ねた際、男の子の外傷はなかったという。

この事例も父親が無職ということで、就労についての問題があった。父親の子どもに対する暴行は、夜泣きをしたということで些細なことである。男性が子どもの夜泣きに腹を立てて暴行したということは、生後4ヶ月の子どもが夜泣きすることはあたりまえなことであるが、そのことがゆるせないということで暴力をふるったという精神構造である。ここには、粗暴な父親のもとで、生後まもない子どもを育てる家庭環境にないことを意味している。

次の事例も生後まもない男の子が泣きやまないで腹をたてて、暴力をふるったという事件である。虐待を疑った病院の通報で事件になったものである。父親は無職である。ぐったりしている子どもに気がついて、母親が病院に連れて行っている。暴力をふるった父親は、子どもの病院への搬送をしておらず、暴力を子どもにふるったことに対しての無責任さがみられる。

③ 身体的虐待で生後3カ月の男子を硬膜下血腫などのけがをさせる。意識があり、命に別条はない。無職の33歳の父親を逮捕。事件の発生は、2010年12月10日で逮捕は翌日。京都市南区で事件は起きる。10日午前10時ごろ、自宅で次男の顔を手で殴り、硬膜下血腫などのけがをさせた疑い。父は「泣きやまないでカッとなって往復ビンタをした」と、母が10日夜、ぐったりしている次男に気付いて病院に連れて行き、虐待を疑った病院が11日午前府警に通報した。家族構成：父、母（24）、長男（1）と次男の4人暮らし。

次の事例は、障害のあった9歳の子どもに父親が暴力をふるって死亡させた事件である。解剖の結果、数カ所のあざがあったことから子どもに暴力をふるっていたことを疑い、父親を逮捕したということである。ここでも父親は暴力をふるった真相について、自らのべることをせずにかくしていたのである。

④ 身体的虐待で9歳の男子を死亡させる。傷害致死容疑で逮捕された父親は、29歳である。事件発生は、2011年7月16日で逮捕は、その日である。埼玉

県新座市で事件は起きる。7月16日夜、新座市の自宅で父親とリハビリ中に倒れたという。母親が「子どもが頭を打った」と119番通報したが、男児は心肺停止状態だった。病院に向かっている途中で死亡が確認された。男児は障害があった。解剖の結果、体には数カ所のあざがあった。死亡時の状況が不自然だったことなどから県警が捜査した結果、父親が男児に暴行を加えていた疑いが強まり、逮捕に踏み切った。

次の事例は、生後まもない子どもを父親が床に放り投げたり、なぐる蹴るなどして、重傷させた事件である。事件発生からずっとあとになって逮捕されるのである。留守中に母親が病院につれていくことをしている。父親は、暴力によって子どもが傷ついていることすら問題にならない精神状態である。密室のなかでおきている子どもの虐待であり、子どもが重傷にならなければ表にでてこない事件である。子どもと3人暮らしであるが、父親にとって歓迎しない子どもの誕生である。

⑤ 身体的虐待で生後間もない女子を硬膜下血腫や頭部骨折などで重傷にする。虐待した父親は25歳の会社員である。事件の発生は、2011年5月下旬～8月であり、逮捕は、事件後からずっとときが経った2011年10月7日である。札幌市白石区で起きている。今年5月初旬に生まれた長女に対して同月下旬以降、自宅マンションの床に投げ飛ばしたり、殴る蹴るなどの暴行を繰り返し、硬膜下血腫や頭部骨折などの重傷を負わせた疑い。8月6日、父の留守中に母（27）が長女を病院に連れて行き、けがの状況から医師が虐待の疑いが高いと判断。連絡を受けた市児童福祉総合センターが同15日に警察に通報した。長女は現在、市内の病院に入院中。意識がもうろうとしていた搬送時の状態からは、呼び掛けに応じる程度まで回復したが、脳などに後遺症が残る可能性もある。家族構成は、父、母（27）、長女の3人暮らし。母は虐待に気づいていたが、父が「俺がやったことがバレる。病院に連れて行くと金もかかる」などと威圧していたという。

継父、母親の交際相手の男性、父親と家庭での子どもの虐待をする男性における貧困化と人権意識の問題の事例をとおして探ってきた。男性の人権感覚を失っていく精神的な貧困化、人格的な破

壊現象が子どもの虐待のなかにみることができ  
る。これらの問題は、失業や不安定就労など人間  
にとって最も大切な働くこと、地域や家庭をと  
おしての自己の役割や生き甲斐を失っていること  
である。社会的な存在である人間は、仕事をと  
おして、家族や地域での役割遂行によって、精  
神的な成長をしていく。そして、人間的にも発  
達していくのである。

これらの事例の多くが子どもを投げ飛ばし  
たり、殴る、蹴るなどの感情にまかせるの暴  
力行為をしていることである。そこには、子  
どもに対する愛情のかけらもなく、動機が夜  
泣きしてうるさいから、泣き止まないから  
かっとなってなぐったとか、子どもが言う  
ことをきかないからかっとなってなぐった  
とか、さらに、子どもが怪我をしても自分  
が暴力をふるったことをかくすことに  
やっきになっている。

怪我をした子どもの命よりも自己弁護が  
先になっている事例が多いのである。母親が  
子どもの命を守るために、ことの重大性で  
119番したり、病院に連れて行っている事  
例が多いのである。継父、父親、交際して  
いる男性が子どもに暴力をふるって死亡  
させた多くの事例に命を救う行動に彼ら  
がでてこないのである。自己弁護や逃げ  
ることに関心が集中している。失業や不  
安定な就労という貧困化の状況で男性の  
人格的な破壊が起きているのである。激  
しい競争社会のなかでの貧困化が人間の  
人格破壊現象をつくりだしている。この  
ことが子どもの虐待のなからみることが  
できる。

#### (母親の虐待)

母親の虐待で特徴的なことは、長期な  
ネグレクトである。子どもを養育する状  
況でない仕事についていて、育児放棄  
をして子どもを死亡させるといおう痛  
ましい事件が次の事例である。死体遺棄  
ということで、餓死から長期にわたって  
放置されていたのである。悪臭がマン  
ション住民から管理会社に苦情があつ  
たというほどである。長期にわたって  
近所の住民とは接触がなく、住民票の  
登録もないことなどからひっそりと、  
かくれるようにして、2人の幼い子  
どもと暮らしていたことから、すべ  
てから逃げ出したいということで、育  
児放

棄に走っていったとみられる。2歳と3  
歳の子どもたちは、あおむかになって  
死んでおり、周囲はカップラーメンや  
大量のゴミが散乱していたというこ  
とで、将来の不安や子育てに悩んで、  
心と生活の乱れが極度に達していたと  
みられる。

① 虐待内容はネグレクトで死亡させる。  
発生日は、2009年末～2010年7月30  
日で3歳の女子と1歳の男子である。  
大阪市西区で事件が起きる。ネグレ  
クトを受けていた子どもの母親は、23  
歳で風俗営業に勤務していた。死体遺  
棄容疑で2010年7月30日に逮捕され  
る。マンションの住民が7月29日、「異  
臭がする」と管理会社に訴え、管理  
会社が女性の勤務先に連絡。管理人  
から連絡を受けた女性の勤務先と同  
僚が部屋を訪れ、7月30日午前1時  
20分ごろ、「3階の部屋から異臭が  
する」と110番した。大阪府警西署  
員が駆けつけたがドアに鍵が掛かっ  
ていたため、消防のレスキュー隊員  
とともにベランダ側から中に入り、2  
歳ぐらいの男児と3歳ぐらいの女児  
の2人が倒れているのを発見、既に死  
亡していた。2人は死後数週間から  
数か月たっており、ほぼ全裸状態で  
床の上にあおむけに倒れていた。目  
立った外傷はない。ただ損傷が激し  
く同署は身元確認を急ぐとともに、  
司法解剖して死因を調べる。エアコン  
は動いていなかった。室内にはカッ  
プラーメンの容器など大量のゴミ  
が散乱し、ベランダにもあふれてい  
たという。

西署はこの部屋に住む女性と連絡が  
つかないということで、子どもの死  
因を調べるとともに女性に何らかの  
事情を知っているとみて行方を捜し  
ていたが、大阪府警は30日、死体  
遺棄の疑いで、この部屋に住む2  
人の子の母親(23)を逮捕した。「子  
育てに悩み、すべてから逃げたか  
つた」などと容疑を認めている。家  
族構成：母と長女と長男の3人。20  
10年3月30日～5月18日の計3回、  
マンション住民とみられる匿名女  
性から「夜中に『ママ』と叫ぶ声  
が聞こえる」と虐待を疑う通報があ  
つた。3月31日～5月18日の計5  
回、部屋を訪問。しかし、インター  
ホンを押しても応答がなく、ドアは  
施錠されていた。連絡を求める手  
紙を郵便受けに入れたが、反応は  
ないまま。区役所には住民票がなく、  
マンション管理会社に尋ねても「  
また貸しされており、だれが住ん  
でいるかわからない」と言われ、  
居住者と接触できないままだった。



幼い子ども2人と母親が住民票も登録せずにひっそりとくらして、将来への不安や育児のことで悩んで、すべてを投げ出したという事例である。このことで、育児放棄で子どもを死亡させた事例である。

次の事例は母親がインターネットのチャットに夢中になって子どもの育児を怠って、病気の子どもを治療させずに、また、看病もせずに死亡させた事件である。1歳7ヶ月の子どもを排泄物で汚れた下着をとりかえずに、また、体重も生後に9ヶ月ほとんど増えないほどに十分な食事をあたえていなかったということである。離婚して生活保護で生活しており、インターネットのチャットに夢中になって育児放棄をしていたという精神状況である。母親は2年前に長男がベランダからおちて死んだことから、癒やしをもとめてインターネットのチャットにのめりこんでいったとみられる。次男は、保育園に通っていたことから、母親が保育園に3男の子どもの死亡を通知し、保育士がかけつけたときは、子どもにより沿って泣いていたということである。母親としての強い心の痛みを感じていたのである。生活保護によって2人の子どもとひっそりと暮らしていた母親であるが、心の痛みをもち続けて、近所はもちろんのこと、十分に語り合える仲間と場もなく、インターネットにのめり込んで仮想的な癒やしを求め続けていたのである。生活苦と心を痛めて孤独に暮らす母親の援助が気軽にできる地域の子育てのあり方が強く求められているのである。次男がかよっていた私立保育園の地域の子育てのセンターとしての充実もその糸口がある。

② 母親のネグレクト虐待によって、1歳7か月の男子が死亡する。母親は、29歳で無職である。事件は、2011年6月に滋賀県大津市で起きる。2011年6月26日、男の子は、肺炎を起こしていたが、排せつ物で汚れた下着のまま自宅のベッドに放置し、病気で熱があったにもかかわらず、治療を受けさせずに気管支肺炎で死亡させた疑い。オムツは替えられておらず、汚れたままの状態だった上、体重も生後9か月以降ほとんど増えていなかったということで、食事にも十分に与えられていなかったとみられている。母が市立保育園に通報したのは、死後約1日

たった6月27日午前で、チャットに熱中していて異変に気づくのが遅れた疑い。母は県警の調べに対し「間違いありません」と供述。司法解剖結果によると、死亡が発覚した2011年6月27日の前日（26日）午後2時ごろには既に死亡していた。死亡した男の子とその兄（6）が保育園に登園しなかったため、6月27日午前10時ごろ、保育士が自宅を訪問。母が「おむつが汚れているのでシャワーをしてから連れて行く」と応じたため、保育士は園に戻った。その約1時間後、母は「大変なことになっている」と保育園に連絡。保育士が駆け付け、通報を受けた救急隊員が死亡を確認した。保育士が駆け付けた際、母は青ざめて息をしなくなっていた男の子のそばに寄り泣きながら呼び掛けていた。2011年6月24日朝、通っている保育園の保育士が自宅に迎えに来た際、男の子が39度超の高熱なのに気づき、病院に連れて行くよう促した。夕方になって確認に訪れると、母は「熱は下がった」と答えたという。家族構成は、母、次男（6）と三男との3人暮らし。08年ごろ離婚して大阪市から滋賀県大津市に転居。09年ごろから生活保護を受給。

母は、事件前からインターネットのチャットに夢中で、昼夜逆転の生活をしていて、男の子の父親ともチャットを通じて知り合ったという。「誰かに癒やしてほしかった」と供述。パソコンには、海外在住の外国人たちとの通信記録が残されていた。母は「(2009年に)長男が死んでから気持ちを引きずって育児や家事もやる気が起きなくなってしまうことがあり、チャットに「癒やしを求めた」と供述。母は、4人の子どもを出産した。1人は生後まもなく病死。長男は09年9月に自宅ベランダから誤って転落死（当時4歳）。次男は、今回の事件後、児童養護施設にて保護。09年6月に次男の3歳半検診で、オムツが交換されていないことに気づいて、家庭相談員が月に1回家庭訪問を実施。2011年4月からは保育所の保育士が通園の迎えにいていた。

児童虐待をする継父、父親、母親の交際相手の男性には、なぐる蹴る、放り投げるといふ暴力が目立ったが、母親にも暴力事件がないかということ、決してそうではない。次の宮崎県の事件の事例は、生後9ヶ月の女子を頭をなぐって死亡させた暴力による児童虐待事件である。この事件は、

暴行してしまったことを母親が119番している。男性による子どもの暴力に対する虐待で怪我をさせて、そのあと始末に母親が対応しているが、父親や継父などは自己弁護と逃げに走っているのが特徴であった。

- ③ 身体的虐待で、生後11カ月の女子を死亡させる。逮捕された母親は27歳で無職。事件の発生は、2009年7月18日～21日である。宮崎県延岡市浜砂で事件は起きている。母は今年7月18日から21日に、自宅で長女の頭を素手で殴るなどし、死なせた疑い。母は21日、「長女がぐったりしている」と119番。同日、死亡が確認された。18日に長女の両肩に熱したアイロンを押し当て、やけどを負わせた疑いで、8月3日、母を逮捕。その後、死因は頭部打撲による脳腫脹(しゅちよう)と判明し、母の暴行によって死亡したと判断された。

#### (無理心中)

無理心中の事件は、貧困と将来不安のなかでの、母親による悲惨な児童虐待である。次の事例は、一家を支えていた父親の自殺によって母親が2人の子どもをかかえて深刻に悩んで生活していた一家の無理心中である。この事件は、共に相談し、精神的に支えていた母親の兄までも無理心中で死んでいる痛ましい事件である。

- ① 無理心中の虐待で9歳の男子と7歳の女子を死亡させる。逮捕された母親は、28歳で子どもの父親の自殺で母親が悩んでいた。事件の発生は、2012年4月6日で、東京都江戸川区で起きる。2012年4月6日、母と長男、長女、一緒に住んでいた母の兄(29)とともに自宅で遺体で発見された。死因は一酸化炭素中毒。子供たちが眠った後、練炭を燃やして無理心中したとみられる。母の義理の父が、長男と長女の通う学校から「登校してこない」と連絡を受け、同方を訪れたところ、遺体を発見。「4人が冷たくなっている」と110番通報した。家族構成は、母、長男、長女、母の兄の4人。平成19年4月にも、子どもたち2人が育児放棄されている可能性があるとして、児童相談所の職員が家庭訪問に訪れるなどしていた。2011年9月、一家は福岡県から父の不動産会社への転職に伴い、江戸川区へ転居(父方祖父の面倒を見るという理由で、江戸川区に戻ってきた)。

その祖父とは同居せず、近所ともあまり付き合わない生活を続けていた。昨年12月22日、自宅前で小4の長男(9)がTシャツ姿で上着も羽織らず靴も履かずに靴下だけで泣いていた。近隣住民は、区の子ども家庭支援センターに連絡した。母の精神状態が不安定になり、長男と長女(7)は通っている小学校で欠席が目立つようになった。今年1月には、父親が仕事上のミスを苦に電車に飛び込み自殺。「死にたい」と母親が自室にこもり始めたという。父方祖父は、ほぼ連日、一家の食事の世話などをするため泊まり込んだ。母親は「子どもだけを残すのはかわいそうだ」と心中をほのめかすこともあった。二月には祖父が学校に「母親の状態が不安定で、病院に連れて行きたいが拒否して困っている」と相談。区の担当者は三月までに三回家庭訪問したが、母が姿を見せることはなかった。区の担当者は「母親以外の保護者もいたため児童相談所に通報の必要はないと判断」。三月中旬、祖父は母から「もう関わらないで」と告げられ、足が遠のいていた最中に事件は起きた。事件3日前には、自宅で練炭によるボヤ騒ぎがあり、近所の住民が消火に当たったが、相談に乗っていた区側に情報が伝わることはなかった。

- ② 10歳の男子を母親が無理心中で死亡させた。2012年5月4日午前5時10分ごろ、滋賀県高島市で、母(38)が離れ1階の車庫で首をつって死んでいるのを母方祖母が発見。駆けつけた滋賀県警高島署員が、離れ2階の布団の上で、小学5年の長男(10)が首にひもを巻かれて死亡しているのを見つけた。布団の近くから「子供を道連れに死にます」と書かれた母のものと思われるノートが見つかり、同署は母が無理心中を図った可能性が高いとみて調べている。母は3月ごろから、母方祖母に「生活が苦しい」などと生活上の悩みを相談していたという。同署によると、母は普段、離れで1人で暮らし、長男は児童養護施設に預けられていたが、大型連休を利用して3日から帰宅していた。母と男児は3日午後10時ごろまでに母屋から離れに移動。朝になって母を起こしに行った母方祖母が母の遺体を発見した。母親は無職であった。
- ③ 2012年5月22日午前11時45分ごろ、福岡市南区のマンションの駐車場で、ワゴン車の中からこのマンションに住む母(28)と小学5年の長女(10)、小4

の長男（9）、小1の次女（6）の親子4人の遺体が見つかった。福岡県警南署などによると、いずれも遺体に目立った外傷はなく、車内には燃やされた練炭があった。フロントガラスに日よけシートがあり、車内が見えにくくなっていた。同署は無理心中とみて死因などを調べている。子どもが通う小学校によると、子どもたち3人は21日から無断欠席していた。不審に思った教頭が22日午前、母方祖母と家庭訪問したが、玄関の鍵がかかっていたため付近を捜し、車内の4人を発見した。母は病気で悩んでいたという

- ④ 2012年3月24日午後7時45分ごろ、鹿児島市において、無理心中で3人の子どもを死亡させる事件が起きる。父（39）が仕事から帰宅した際、玄関に鍵がかけられているのを不審に思い、反対側の庭に回って室内に4人が倒れているのを発見。リビングの窓を割って中に入り、119番した。長男、次男、長女が死んでいた。室内にいた母親（37）が3人の首を絞めたことを認めたといい、県警は無理心中を図ったとみて調べている。母親も手首などを負傷しており、病院に運ばれ治療を受けた。25日、殺人容疑で母を逮捕した。逮捕容疑は24日午後3時ごろ、自宅で小学4年の長男（10）、小学2年の次男（8）、長女（4）の首を絞めて殺害した疑い。3人の首にはひものようなもので絞められた痕があり、鹿児島南署は26日以降、司法解剖して死因を調べる。母親は容疑を認めて「自分も死ぬつもりだった」と無理心中をほのめかしている。「子どもに会いたい」とも話しているという。
- ⑤ 母親が12歳の女子を無理心中で死亡される。事件は、2012年1月30日、東大阪市で起きる。母子家庭であり、母親は、無職で37歳ある。30日午前0時50分ごろ、東大阪市で、「女が包丁を持ってうろついている」と近所の男性から119番通報があった。近くの民家の玄関土間で、小学6年の女兒（12）が腹を刺されて血まみれで倒れており、約2時間半後に病院で死亡が確認された。同署は近くにいた母親（37）を殺人容疑で逮捕した。母親は「殺していない」「娘が自分で刺した」と否認している。次男は「お母さんが急に『一緒に死のう』と言い出し、お姉ちゃんを刺した」と説明しており、自宅前の自転車の前かごから血のついた包丁（刃渡り約16センチ）が見つ

かった。

家族構成は、母親と長男（13）、長女（12）、次男（7）と4人暮らし。今月24日、母親が「長男が家出をした」と枚岡署に行方不明者届を提出し、長男は翌日に保護された。警察官が自宅を訪問すると、子供が家で上着を着ずに寒がっており、枚岡署は同27日、府東大阪子ども家庭センター（児童相談所）に「育児放棄の可能性がある」と通告した。同センターは「枚岡署の通報があった翌日に家庭訪問した」。次男と長女は最近小学校を休みがちで、校長が今月19、25、26日の計3回、家庭訪問した。母親は「休むんや。休むんや」などと繰り返すばかりで様子がおかしく、学校側は19日、同センターと市教委に連絡していた。母親は一昨年夏休みに子供3人と自転車で九州に向かう途中、兵庫県内で保護され、精神状態が不安定だったため直後の9月から約2カ月間、措置入院。子供はその間、児童養護施設で保護されていた。

- ⑥ 父親は、障がい児であった9歳の娘の将来を悲観して無理心中する。事件は、2012年5月27日に神奈川県藤沢市で起きる。父親は会社員で54歳である。27日午前11時10分ごろ、神奈川県藤沢市の大庭城趾公園のトイレ個室で、父（54）と次女で養護学校小学部3年の女兒（9）が倒れているのを、通報で駆けつけた藤沢北署員が見付けた。次女はロープで首を絞められ刺されるなどしており、死亡した。父は包丁で腹を刺して重傷。同署は次女に障害があったことなどから、男性が無理心中を図った可能性が高いとみて調べている。同日午前10時20分ごろ、父から母（51）に「次女の将来を悲観している」「不眠がひどくて絶えられない」と自殺をほのめかす内容のメールが届き、捜しにいった母が鍵のかかった公衆トイレを見付け、通行人の女性に通報を依頼した。

#### （父母の虐待）

次の事例は、子どもが言うことを聞かないので二人で話し合っ、しつけのためとして両親が頭や顔を殴ったり、けったりして、暴行を加えて子どもを重体、重傷にさせるなどして警察に逮捕されている。これらの両親は、しつけということを恐怖によって、押さえ込むことに身についていくという意識をもっていることがよみとれる。それ

は、子どもの人権の意識は全くみられず、育児ノイローゼという次元からほど遠く、人間的に子育てをすることの継承がされていないのである。まさに、幼い子どもに対しての動物的な力の押さえ込みであることが次の事例からよみとれることができる。継父と母親ということから、継父の子育ての全くの無理解が子どもに対する残酷な暴力がおこなわれているとみられる。とくに、継父が無職であったり、不安定就労になっていることも、虚無的な人格的な問題の形成にもつながっているとみられる。

① 親の身体的虐待で4歳の男の子が意識不明の重体となる。虐待した親は、無職の継父(24歳)と無職の母(27歳)である。事件の発生は、2008年4月24日に鹿兒島市坂之上で起きる。頭や顔を殴ったり体をけったりするなどの暴行を加えた。「5日に長女が生まれてから構う時間が減り、ぐずるようになったので、しつけのために殴った」「言うことを聞かないので、2人で話し合っしつけのために殴った」。

② 実母と継父(実母の長男)が9歳の男の子を、身体的虐待による肝臓損傷などで全治約1カ月の重傷をさせる。事件の発生は、2011年11月27日に千葉県富里市で起きる。実母27歳、継父35歳でパートと会社員であった。逮捕は、2012年6月28日である。実母と継父は2011年11月27日午後1～7時ごろ、自宅で継父が長男の腹をひざ蹴りをしたり体を持ち上げて落とす虐待を加え、母は顔を平手で殴ったりするなどの暴行を加え、1カ月の重傷を負わせた疑い。継父は暴行後、長男を病院に連れて行ったが、「お父さんとけんかごっこをしたと言え」と指示。児童虐待を疑った病院が同署に通報したが、男児は指示通りに証言し、いったん捜査が中断した。2011年12月の退院と同時に、児童相談所が男児を保護。2012年春になり長男が「本当のことを話すのが怖かった」と、実母と継父から暴行を受けていたことを話し始めたため、児相職員が同署に連絡し、捜査が再開されていた。同署は実母と継父が同居を始めた約3年前から、長男を日常的に虐待していたとみて調べている。家族構成は、母と継父は内縁関係で、約3年前から同居。継父、母、母の長男、母の長女(8)の4人暮らし、男児の証言によって母親らは逮捕され、妹(8)も保護措置が取られた。

③ 5歳と6歳の女の子を熱湯を上半身に浴びせ、1ヶ月のやけどをさせる身体的虐待で36歳の無職の継父と30歳の無職の実母が逮捕される。事件は、2009年7月上旬ころから8月上旬まで、静岡県焼津市で起きる。09年7～8月、藤枝市内のアパートで、当時6歳の長女と5歳の次女の上半身にコップに入れた熱湯をかけ、1カ月のやけどを負わせた疑い。母方祖母がアパートを訪れた際にやけどを見つけ、「孫がひどいやけどをしている」と110番し、容疑が発覚した。2人の体にはやけどのほか、腕などに複数のあざがあった。2人が搬送された病院から「体にやけどやあざがあり、身体的虐待では」との連絡が県中央児童相談所(静岡市駿河区)にあった。継父と母は事件当時、内縁関係だった。動機について母は「継父になつかなかった」と供述。継父は「コップは覚えているが、熱湯は覚えていない」と否認している。父母は聞き取り調査に「しつけ目的でやっている」「知らない。つまずいたのでは」などと話したが、同相談所は家庭が安全な場所ではないと判断、2人を保護した。2人は現在、児童福祉施設に入所し、心のケアを受けている。

④ 3歳の男の子を母と継父が身体虐待で死亡させる。事件は、2011年3月30日に、大阪市城東区で起きる。母は26歳でパート従業員、継父は、無職20歳である。30日夕、自宅マンション1室で、長男の両手と両足を粘着テープで縛ったうえ、ごみ捨て用のポリ袋をかぶせて袋の口を縛り、息ができない状態にして殺害した疑い。長男が動かなくなり、母が午後7時55分に119番通報したが、約1時間後、病院で死亡が確認された。救急隊が到着した際は、リビングであおむけの状態で寝かされていた。体に目立った外傷はなかったが、両手と両足にうっ血の痕があった。母と継父は「ごみ袋に入れたら自力で破って出てきたので、両手足を粘着テープで縛って、再び別のごみ袋に入れた。5分ぐらい静かになり、約20分後に開けると、唇が紫色になって動かなかった」と説明。母と長男が暮らすマンションに2011年2月から継父が同居。大阪市こども相談センターによると、長男に関しての虐待情報などは寄せられていない。2008年3月の3カ月健診、09年6月の1歳半健診はきちんと受けていたが、2011年2月にあった3歳児健診を受けさせていなかった。26歳の父と

30歳の母がネグレクトの虐待で生後2カ月の男の子を死亡させる。

- ⑤ 事件は、2011年9月～10月31日に、広島県東広島市で起きる。両親とも無職である。保護責任者遺棄致傷容疑で2012年2月9日に逮捕される。2011年9月～10月31日、次男に服を着せなかったり、長期間オムツを取り換えないなど不衛生な状態で放置し、全身に全治4週間の皮膚炎を負わせた疑い。父母は次男に医療措置を受けさせず、着替えもほとんどさせていなかった。2011年10月31日夜、父母によって同市の東広島医療センターへ搬送されたが、その後死亡した。低体温症のような症状もみられたが、死因は不明。センターから、体にあざのようなものがある子供が運ばれてきたとの通報があり、県警が捜査していた。父は「責任を怠ったつもりはない」と供述。母も「やるべきことはやっていた」と供述している。家族構成は、父、母、次男の3人暮らし。

これらの事例は、子どもを虐待により、重体にさせたり、死亡させている。子どもを虐待している両親は、しつけのために暴力を肯定している。また、子育ての放棄をして死亡させても責任を怠ったことはないと供述している。人間の親としての子育ての仕方が身につけていないのである。それにしても、暴力をふるっての子どものしつけという意識は、自己弁護という言説よりも、子育てに暴力を許す文化を強くもっていることがよみとれるのである。

## まとめ

子どもの貧困は、子どもの発達に大きな不利益な状況を作り出している。貧困は、人間の退廃、墮落を作り出していく。とくに、貧困が沈殿していく受救貧民層は、無知、粗暴、道徳退廃の蓄積を生み出していく。このような貧困のなかで育つ子どもは、人間的に成長していける条件に大きなハンディキャップをもっており、野獣のごとく環境のなかで、非人間的側面をもって育っていく。この問題の深刻性をマルクスは資本論のなかで150年に指摘したのであった。イタリアの幼児教育学者兼医師のモンテッソーリは、貧困のなかで育つ子どもを人間的に解放するために教育の役割を見だし、その方法を実践的に開発したので

ある。モンテッソーリは、貧困の子どもたちを解放するために、子どもの家という施設を独自につくって教育の方法を実践的に開発した。

貧困の克服に人間の潜在的能力を開発するための教育の重要性を経済学的な視野から指摘したのは、アマルティ・センであった。インドをはじめ発展途上国の現状を直視しながら福祉経済学を展開したが、特別に人間の潜在能力開発のために教育の役割を重視した。

本論では、貧困と子どもの発達課題と結びつけて論じた。とくに母子世帯と子どもの虐待問題の実態に即して、その問題点を明らかにした。母子世帯の多くは、貧困の生活を強いられているのが現実である。本論の視点は、子どもの貧困問題を告発することが目的ではなく、子どもの貧困問題を直視しながら、その子ども達が発達保障されていないことに問題を明らかにすることが目的である。この側面から「貧困の克服」ということから人間の能力の発展にとりわけ重視する視点をもった。それは、弱肉強食の競争能力を身につけていく教育ではなく、格差や差別からの孤立ではなく、協働と連帯による共生的関係による自立を目的とする教育であった。貧困の子どもたちが、宿命的に貧困の世代的再生産ということではなく、どの子どもも発達保障の平等の機会を得られるような視点が大切であった。貧困の母子家庭や虐待のなかで育つ子どもを人間的に成長していけるような条件を整備していくことを求めて実態を分析したものであった。どんな逆境でも、その人を人間的に成長させてくれる人との出会いは、極めて大切である。逆境が大きな成長のバネになることがあるからである。人間の成長は、その置かれた環境のみによって、すべてが決定されるものではない。そこには、人間のもっている主体的な努力の側面があるのである。その努力をサポートしてくれる条件が不可欠であり、その人を成長させてくれる広い意味での教育的人間関係も大切なのである。

貧困の克服のためには、だれでも生きていける能力の形成が不可欠であるが、アマルティ・センは、識字教育や計算能力などを身につける重要性を次のように指摘している。

「人間的発展がもたらすものは、生活の質の直接的向上のみにとどまらず、それをはるかに超えて人々の生産能力にも影響を与えるのです。その結果として、広い基盤で人々が共有し合える経済成長にもつながってゆきます。識字能力や計算能力を身につけることは、一般の人々が経済拡大に参加するのに役立ちます。グローバルな貿易チャンスを利用するためには「品質管理」と「特別仕様に合わせた生産」がきわめて重要になりますが、文字や数を知らない労働者にとっては、それらの達成や維持は困難です。さらに言えば、医療制度や栄養の改善によって、労働の生産性が高まり、その報酬も増えることを示すかなりの多くの証拠があげられます」。<sup>(34)</sup>

貧困の克服にとって識字教育や計算能力を身につけるには、すべての子どもに、それらを保障していく教育機関の役割が重要である。特に、貧困の子どもたちには、差別を克服してけるケアや教育の機会を保障する特別の施策が求められている。貧困地域における労働者の能力的質を高めていくことは、

その地域の経済発展にとって不可欠である。その地域の経済発展や健康医療の改善には、人間諸能力の発展に不可欠なのである。そのための教育の発展や就労の機会拡大が大切である。母子世帯にとっても安定した就労の拡大のためには、人間能力の拡大、様々な職業的資格獲得のための教育の保障が求められている。教育を受けることが可能になるための母子世帯の社会保障の充実が必要なのである。

どんな逆境に置かれている子どもも発達の可能性がある。子どもの潜在的な力をひきだすための援助、子どものもっている内発的な力に依存しての教育は極めて大切である。貧困の子どもは、差別され、屈折した精神的構造をもちやすい。教育者としては、子どもの気持ちを大切に、その子どもの発達の可能性を十分に引き出していくことが求められている。宿命的に貧困の子どもは発達の達成が十分にできないものではない。また、意欲や努力を表面的に経済的な条件や置かれた厳しい環境からみるのではなく、それぞれの子どもに合わせた未来への可能性をみることが必

要である。

その子どものもっている力を、どんな逆境のなかでも、極めて厳しい発達のマイナス状況があっても、人間的発達の可能性を引き出して、子どもの人間的成長を促していく教育が求められている。「子どものリスクとレジエンス」—子どもの力を活かす援助—逆境を乗り越える子ども達から学ぶのということで、マーク・W・フレイザーは、次のようにのべている。「教育、就労、成長、達成のための機会が多い子どもと青少年は、そうした機会のない子どもたちよりも、欲求不満や怒りから社会的な価値を否定する傾向が低い。これらの子どもたちは、自分の希望や願望を達成することに期待を抱いている。さらに、学校、宗教組織、地域に参画することや、かかわり合いをもつことをとおして、同様の価値や考え方を共有する青少年や大人への愛着を形成する。たとえば、ニューヨーク北部における青少年976人の調査によれば、定期的に宗教なことがらに参加することは、親との愛着、親の薬物使用、友人の考え方、兄弟の飲酒、人格的な特性を制御し、マリファナの使用を27%減少することと関連があった」。<sup>(35)</sup>

子ども達のもっている自分の希望や願望を達成することへの期待に依存して、子ども達をその共有の価値の場に参加させていくことは、貧困の子ども達のマイナスの側面をも発達のプラスの面に転化していくことができるのである。子ども達が描いている未来への期待に教育者がいかに引き出して、その価値を達成していくための仲間や大人たちとの共有の場をつくり出し、そして、そこにいかにして参加させていくかが大切な教育的サポートにもなることを示している。貧困の子ども達に対する積極的な実践から学びながら貧困の世代的な再生産をたちきっていく教育が今求められているのである。この意味からの貧困の子ども達の現実を教育者自身が直視することからはじめ、差別選別をつくりだす弱肉強食的な競争から協働と共生していくための社会や地域作りをする必要がある。教師は、子どもの生活の現実、とくに貧困の問題を直視して、すべての子どもの発達の保障をしていく視点にたたねばならない。

注

- (1) カール・マルクス「資本論第1巻」第2分冊、大月書店、838頁～839頁
- (2) 前掲書、840頁
- (3) 前掲書、858頁～859頁
- (4) マリア・モンテッソーリ・鼓常良訳「幼児の秘密」国土社、245頁～246頁
- (5) 前掲書、249頁
- (6) 前掲書、7頁
- (7) 前掲書、10頁
- (8) マリア・モンテッソーリ・鼓常良訳「子どもの発見」国土社、83頁
- (9) 前掲書、84頁～85頁
- (10) 前掲書、375頁
- (11) アマルティア・セン・池本幸生他訳「不平等の再検討—潜在能力と自由」岩波書店、25頁～26頁
- (12) 前掲書、59頁
- (13) 前掲書、172頁
- (14) アマルティア・セン・石塚雅彦訳「自由と経済開発」日本経済新聞社、107頁
- (15) 前掲書23頁
- (16) 浅井春夫・松本伊知朗・湯澤直美編「子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために—」明石書店、43頁
- (17) 前掲書、115頁
- (18) 高山武志「教育と貧困」江口英一編「社会福祉と貧困」法律文化社、116頁～117頁参照
- (19) 青木紀編「現代日本のみえない貧困—生活保護受給母子世帯の現実」明石書店、14頁
- (20) 前掲書、16頁～23頁参照
- (21) 阿部彩「子どもの貧困」岩波新書、173頁
- (22) 前掲書、176頁～177頁
- (23) 上野加代子著「児童虐待の社会学」104頁～105頁参照
- (24) 前掲書、112頁～113頁
- (25) 前掲書、117頁
- (26) 前掲書、180頁—181頁
- (27) 上野加代子編・山野良一他著「児童虐待のポリテックス」赤石書店、54頁
- (28) 前掲書、69頁～70頁
- (29) 前掲書、74頁～75頁
- (30) 井垣章二「児童虐待の家族と社会」ミネルヴァ書房、265頁～266頁
- (31) 川崎二三彦は、「児童虐待—現場からの提言」岩波新書、26頁～39頁参照
- (32) 川崎二三彦「子ども虐待ソーシャルワーク」明石書店、118頁
- (33) 相良敦子「幼児期には2度チャンスがある—復活する子どもたち」講談社、128頁
- (34) アマルティア・セン、大石りら訳「貧困の克服」集英社、29頁
- (35) マーク・W・フレイザー編「子どものリスクとレジエンス」—子どもの力を活かす援助」66頁